

埼玉県議会時報

No. 295 / 令和6年12月定例会号

埼玉県議会事務局

 彩の国埼玉県



目 次

12 月定例会

12 月定例会会期日程	1
12 月定例会の経過	2
議員顕彰	8
議席一覧表	9
会派構成	9
正副議長	9
委員会委員名簿	9
知事提案説明	12
説明者一覧	14
質疑質問	15
委員長報告	21
議案の審議結果 (知事提出議案、議員提出議案)	32
請願の審査結果	44
陳情受付状況	45
閉会中における特定事件一覧表	46
閉会中の委員会活動	47
議会日誌	64
請願案内・傍聴案内	

12 月定例会のあらまし



議長 齊藤 邦明



副議長 松澤 正

令和 6 年 12 月定例会について、御報告いたします。

令和 6 年 12 月定例会を 12 月 2 日(月)から 12 月 20 日(金)まで開催しました。知事から議案 54 件、議員から議案 8 件がそれぞれ提出され、9 月定例会から継続している議案 2 件を含め計 62 議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和 6 年度埼玉県一般会計補正予算(第 3 号)」など 38 件を原案どおり可決、「令和 5 年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」など 2 件を認定、「埼玉県教育委員会委員の任命について」など 14 件を同意としました。議員提出議案では、「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」など 8 件を原案どおり可決としました。

このほかに請願 7 件を審査し、6 件を不採択、1 件を継続審査としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の 11 月 25 日(月)と会期中 4 日、計 5 日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

12月定例会

令和6年12月定例会会期日程

自 12月2日
至 12月20日 19日間

日次	月日	曜	開会時刻	摘 要
第1日	12月2日	月	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	12月3日	火		議案調査
第3日	12月4日	水		〃
第4日	12月5日	木		〃
第5日	12月6日	金	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第6日	12月7日	土		休日休会
第7日	12月8日	日		〃
第8日	12月9日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第9日	12月10日	火	〃	〃
第10日	12月11日	水	〃	〃
第11日	12月12日	木	〃	〃 議案及び請願の委員会付託
第12日	12月13日	金		議案調査
第13日	12月14日	土		休日休会
第14日	12月15日	日		〃
第15日	12月16日	月		委員会
第16日	12月17日	火		〃 ・ 議案調査
第17日	12月18日	水		〃 （特別）
第18日	12月19日	木		議案調査
第19日	12月20日	金	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

12月定例会の経過

■ 11月25日（月）

議 運 日 誌



議会運営副委員長
渡 辺 大



議会運営委員長
宇田川 幸 夫



議会運営副委員長
安 藤 友 貴

午後2時2分開会

- 12月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自 民	1	1	2	2	3	9
民主フォーラム	1		1			2
公 明	1			1		2
県 民		1				1
共 産 党		1				1
改 革						
無 所 属						
計	3	3	3	3	3	15

- 質疑質問者氏名、質問形式及び質問日の報告期限は、開会日前日に当たる11月29日(金)の正午までとすることを了承。
- 12月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、12月2日から12月20日までの19日間とすることを了承。
- 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとすることを確認。
- 去る10月31日、全国都道府県議会議長会から、在職25年以上の議員として小谷野五雄議員が、在職10年以上の議員として小久保憲一議員、立石泰広議員が、それぞれ自治功労により表彰された。
 ついては、開会日の本会議において、この旨の報告を行うことを了承。
- 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。
- 2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれるこ

とから、例年同様、予算特別委員会を設置することを了承。今後の議運で予算特別委員会設置に向けた協議を行っていくことを了承。

- 「埼玉県行政に係る基本的な計画について」に基づく令和6年度の策定等予定計画一覧表についての変更を了承。
 午後2時25分開会

■ 第1日〔12月2日（月）〕

代 表 者 会 議

午前10時10分開会

- 自民から、県議会に爆破を予告する旨のメールが届いていたことへの対応について問題提起があり、今後、改めて代表者会議を開き、改善点等を協議することを了承。
- 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。
- 議員と知事の新年賀詞交歓会について、総務課長から説明。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

午前10時28分開会

議 運 日 誌

午前11時3分開会

- 知事追加提出議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名を確認し、発言順位の調整を行った。
 その結果は次のとおりである。

月 日 (曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質問形式
12月6日(金)	1	64	永瀬 秀樹	自 民	一 括
	2	60	白根 大輔	民主フォーラム	一問一答
	3	90	塩野 正行	公 明	一 括
12月9日(月)	1	7	長峰 秀和	自 民	一問一答
	2	14	岡村ゆり子	県 民	一問一答
	3	28	伊藤はつみ	共 産	一問一答
12月10日(火)	1	19	保谷 武	自 民	一問一答
	2	44	武田 和浩	民主フォーラム	一 括
	3	4	渡辺聡一郎	自 民	一問一答
12月11日(水)	1	17	東山 徹	自 民	一 括
	2	25	戸野部直乃	公 明	一 括
	3	37	千葉 達也	自 民	一問一答
12月12日(木)	1	40	宮崎 吾一	自 民	一 括
	2	33	杉田 茂実	自 民	一 括
	3	87	鈴木 正人	自 民	一 括

- 意見書・決議案について、各会派から提出するのは、件名を質疑質問の中日・12月10日(火)、案文を質疑質問の最終日・12月12日(木)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・12月20日(金)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

4 予算特別委員会について、委員長案として予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布。各会派に持ち帰り検討の上、今後の議運で協議することを了承。

5 本日の議事日程を確認。

6 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前11時16分散会

〔本 会 議〕

本日招集の令和6年12月定例会は、午前11時42分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、

野 井 祐 一 警察本部長
が就任の挨拶を行った。

次に、

76番 水 村 篤 弘 議員

78番 小 川 真一郎 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

1 全国都道府県議会議長会自治功労者表彰議員

2 9月定例会において可決した意見書の処理結果

3 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分

4 埼玉県環境基本条例第8条の規定に基づく年次報告

5 現金出納検査結果(令和6年9月分)

6 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案34件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前11時42分開会 午前11時51分散会

出席議員90人 欠席議員1人

(令和6年12月2日現在在職議員91人)

■ 第2日〔12月3日(火)〕

議案調査

■ 第3日〔12月4日(水)〕

議案調査

■ 第4日〔12月5日(木)〕

議案調査

■ 第5日〔12月6日(金)〕

議 運 日 誌

午前9時30分開会

1 内水面漁場管理委員会会長の新たな選出に伴い、12月2日付けで、地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更を了承。

2 本日の議事日程を確認。

3 自民から、埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例案及び埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例案を議員提出議案として提案したい旨の発言がなされ、両条例案の概要を配布し、これらの件について、今後の議運で協議することを了承。

午前9時36分散会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更の報告がなされた。

次に、本定例会に提出された請願7件の報告が行われた。

次に、知事追加提出議案(第155号議案～第157号議案)の報告、一括上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

64番 永 瀬 秀 樹 議員(自民)

60番 白 根 大 輔 議員(民主フォーラム)

90番 塩 野 正 行 議員(公明)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時53分休憩

午前11時7分再開 午前11時33分休憩

午後1時1分再開 午後1時58分休憩

午後2時10分再開 午後2時29分休憩

午後3時再開 午後4時散会

出席議員91人 欠席議員なし

■ 第6日〔12月7日(土)〕

休日休会

■ 第7日〔12月8日(日)〕

休日休会

■ 第8日〔12月9日(月)〕

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、人事委員会意見回答報告(第156号議案及び第157号議案)がなされた。

次に、質疑質問が続行され、この日は、

7番 長 峰 秀 和 議員(自民)

14番 岡 村 ゆり子 議員(県民)

28番 伊 藤 はつみ 議員（共産党）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時56分休憩
午前11時6分再開	午前11時18分休憩
午後1時再開	午後1時58分休憩
午後2時10分再開	午後2時21分休憩
午後3時再開	午後3時56分休憩
午後4時7分再開	午後4時27分散会

出席議員91人 欠席議員なし

■ 第9日〔12月10日（火）〕

◆ 代表者会議 ◆

午前9時30分開会
県議会における爆破予告等への対応（案）について、了承。
午前9時42分閉会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、
19番 保 谷 武 議員（自民）
44番 武 田 和 浩 議員（民主フォーラム）
4番 渡 辺 聡一郎 議員（自民）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前11時休憩
午後1時再開	午後1時58分休憩
午後3時再開	午後3時58分休憩
午後4時9分再開	午後4時17分散会

出席議員91人 欠席議員なし

■ 第10日〔12月11日（水）〕

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、
17番 東 山 徹 議員（自民）
25番 戸野部 直 乃 議員（公明）
37番 千 葉 達 也 議員（自民）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時55分休憩
午後1時再開	午後2時1分休憩
午後2時13分再開	午後2時21分休憩
午後3時再開	午後3時52分休憩
午後4時3分再開	午後4時22分散会

出席議員90人 欠席議員1人

■ 第11日〔12月12日（木）〕

議運日誌（第1回）

午前9時29分開会

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事から説明。
- 2 知事追加提出議案（第158号議案）の取扱いについて
 - (1) 本日の本会議の冒頭に上程及び提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことを了承。
 - (2) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。
 - ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - イ 質疑時間は1人5分以内
 - ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - エ 発言順序は多数会派順
 - オ 発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかに
- 3 議案（第121号議案～第157号議案）及び請願を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 4 去る12月6日（金）の議運で自民から提案のあった条例案が提出されたことを報告。
 - (1) 条例案2件の案文及び提案者を確認。
 - (2) 議第41号議案は提案者を代表して23番柿沼貴志議員が提案説明を行うことを了承。
 - (3) 議第42号議案は提案者を代表して80番武内政文議員が提案説明を行うことを了承。
 - (4) 議案の上程及び提案説明は一般質問1人目終了後、議案に対する質疑は一般質問3人目終了後に、知事追加提出議案と併せて行うことを了承。
 - (5) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。
 - ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - イ 質疑時間は1人5分以内
 - ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - エ 発言順序は多数会派順
 - オ 発言通告書の提出期限は、議案の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 5 各会派から提出された意見書案の件名を確認。
- 6 去る12月2日（月）に提示した予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）について意見交換した結果、案のとおり決定。

埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）

- 1 目 的
令和7年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査のため特別委員会を設置する。
- 2 名 称
埼玉県議会予算特別委員会
- 3 設置の根拠
地方自治法第109条及び埼玉県議会委員会条例第3条による。

4 権 限

令和7年度埼玉県一般会計予算（当初）、令和7年度埼玉県特別会計予算（当初）及び令和7年度埼玉県公営企業会計予算（当初）の審査並びにこれらに関連する事項の調査を行う。

5 委員会の組織

- (1) 委員は、32人とし、委員長1人、副委員長2人を置く。
- (2) 委員は、各会派の所属議員数の比率により、議長が会議に諮って選任する。
- (3) 委員会の円滑な運営を図るため理事会を設置する。
- (4) 理事会は、委員長、副委員長及び理事で構成し、委員長が招集する。理事は、各会派の所属委員数の比率により割り当てる。

6 審査の方法

- (1) 審査は、部局別質疑、総括質疑、討論、採決の順序で行うものとする。
- (2) 部局別質疑は、一問一答の方式とし、発言通告によらずに質疑できるものとする。
- (3) 総括質疑は、一問一答の方式とし、質疑通告書をあらかじめ提出するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員会の決定による。

議会運営委員会決定事項（案）

1 日 程

部局別質疑は5日以内、総括質疑は1日、討論及び採決は1日とする。

2 質疑時間

(1) 部局別質疑

ア 部局別質疑の質疑時間は、1部局当たり2時間30分以内を単位とし、複数の部局を審査する場合においても同様とする。

イ 質疑時間は、質疑委員の発言時間と答弁者の発言時間とを合わせたもの（答弁に付随する時間を含む。）とする。

ウ 質疑時間は、会派別に割り振る。会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分したものとする。

エ 会派は、一つの部局における会派の質疑時間の一部を、同日の他の部局における会派の質疑時間に移すことができる。

(2) 総括質疑

ア 総括質疑の質疑時間は5時間とする。

イ 質疑時間は、質疑委員の発言時間と答弁者の発言時間とを合わせたもの（答弁に付随する時間を含む。）とする。

ウ 質疑時間は、会派別に割り振る。会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分

したものとする。

なお、設置の件は最終日の本会議で諮ることを了承。

7 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時36分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県男女共同参画推進センターほか18か所）及び陳情の報告が行われた。

次に、知事追加提出議案（第158号議案）の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

40番 宮 崎 吾 一 議員（自民）が登壇した。

次に、議員から提出された議第41号議案及び議第42号議案の報告、一括上程がなされ、議第41号議案について23番柿沼貴志議員（自民）が、議第42号議案については80番武内政文議員（自民）が順次提案説明を行い、午前11時47分、一旦休憩した。

議運日誌（第2回）

午後0時16分再開

1 第158号議案、議第41号議案及び議第42号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 45番中川浩議員（改革）が議第41号議案及び議第42号議案に対する質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

2 今後の議事日程を確認。

午後0時18分散会

〔本 会 議〕

午後1時、本会議が再開され、質疑質問が続行され、

33番 杉 田 茂 実 議員（自民）

87番 鈴 木 正 人 議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、第158号議案、議第41号議案及び議第42号議案に対する質疑に入り、議第41号議案及び議第42号議案に対して45番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、それぞれ柿沼貴志議員及び武内政文議員が答弁を行った。

次に、本定例会に提出された第121号議案～第158号議案、議第41号議案及び議第42号議案並びに請願が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議

午前10時56分休憩

午前11時7分再開

午前11時47分休憩

午後1時再開

午後1時54分休憩

午後3時再開

午後3時57分休憩

午後4時10分再開 午後4時37分休憩
出席議員90人 欠席議員1人

■ 第12日〔12月13日（金）〕
議案調査

■ 第13日〔12月14日（土）〕
休日休会

■ 第14日〔12月15日（日）〕
休日休会

■ 第15日〔12月16日（月）〕
〔常任委員会〕
この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第16日〔12月17日（火）〕
〔委員会〕・議案調査

■ 第17日〔12月18日（水）〕
〔特別委員会〕
この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策、人材育成・文化・スポーツ振興及び決算の各特別委員会が開かれた。

■ 第18日〔12月19日（木）〕
議案調査

■ 第19日〔12月20日（金）〕

—— 議運日誌（第1回） ——

午前9時32分開会

- 1 各常任委員会及び決算特別委員会の審査結果を確認。
- 2 決算特別委員会に係る資料として、「決算特別委員会改善又は検討を要する事項」を本会議で配布することを了承。
- 3 討論を行いたい旨の申出があった請願5件について協議した結果、討論は行わないことを決定。
- 4 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
- 5 調整後の意見書案の件名を確認。
- 6 予算特別委員会について
 - (1) 付託事件（令和7年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件）を閉会中の継続審査とすることを了承。
 - (2) 委員を別紙のとおり選任することを了承。（12ページ参照）
 - (3) 委員会の設置、付託事件、付託事件の継続審査

決定及び委員の選任については、委員長報告終了後に異議なし採決により諮ることを了承。

なお、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議休憩中に開会することを了承。

7 県民生活部長について、本定例会に説明者として新たに委任する旨の報告があり、地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更を了承。

8 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時37分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

1 現金出納検査結果（令和6年10月分）

2 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更

の報告がなされた。

次に、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第95号議案、第96号議案、第121号議案～第158号議案、議第41号議案及び議第42号議案並びに請願が一括上程され、各常任委員長及び決算特別委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

渡 辺	大 企 画 財 政	副委員長
高 橋 稔 裕	総務県民生活	副委員長
権 守 幸 男	環 境 農 林	副委員長
千 葉 達 也	福 祉 保 健 医 療	副委員長
杉 田 茂 実	産 業 労 働 企 業	副委員長
深 谷 顕 史	県 土 都 市 整 備	副委員長
高 木 功 介	文 化	副委員長
橋 詰 昌 児	警 察 危 機 管 理 防 災	副委員長
内 沼 博 史	決 算	特別委員長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長（決算特別委員長を除く。）の審査経過及び結果報告に入り、

飯 塚 俊 彦	自然再生・循環社会対策	特別副委員長
横 川 雅 也	地方創生・行財政改革	特別副委員長
吉 良 英 敏	公 社 事 業 対 策	特別委員長
永 瀬 秀 樹	少子・高齢福祉社会対策	特別副委員長
萩 原 一 寿	経 済 ・ 雇 用 対 策	特別副委員長
安 藤 友 貴	危機管理・大規模災害対策	特別副委員長
細 田 善 則	人材育成・文化・スポーツ振興	特別委員長

が順次登壇した。

次に、埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）のとおり、予算特別委員会が設置され、令和7年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件が付託され、閉会中の継続審査と決定された。

次に、予算特別委員が選任され、午前11時24分、一旦休憩した。

なお、本会議休憩中、正副委員長互選のための予算特別委員会が開かれた。

議運日誌（第2回）

午後2時再開

- 1 予算特別委員会において、委員長に高橋政雄委員が、副委員長に岡地優委員及び安藤友貴委員が、それぞれ互選されたことを報告。
- 2 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 3 議案に対する討論について、次のとおり確認。
 - (1) 29番城下のり子議員（共産党）が、第95号議案、第96号議案、第126号議案、第134号議案、第158号議案及び議第41号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (2) 27番細川威議員（民主フォーラム）が、第95号議案及び第96号議案に対し賛成の立場から討論を行う。
 - (3) 45番中川浩議員（改革）が、第95号議案、第145号議案～第147号議案、第156号議案及び第158号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (4) 30番平松大佑議員（県民）が、第95号議案及び第96号議案に対し賛成の立場から討論を行う。
 - (5) 28番伊藤はつみ議員（共産党）が、第132号議案、第133号議案、第137号議案、第141号議案及び第145号議案～第147号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (6) その他の議案に対する討論はない。
- 4 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
1 議案 (1) 第145号議案～第147号議案、第158号議案及び議第41号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、無所属は原案可決に賛成、共産党、改革は原案可決に反対
(2) 第126号議案、第132号議案～第134号議案、第137号議案及び第141号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(3) 第144号議案及び第155号議案～第157号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、共産党、無所属は原案可決に賛成、改革は原案可決に反対
(4) 第121号議案～第125号議案、第127号議案～第131号議案、第135号議案、第136号議案、第138号議案～第140号議案、第142号議案、第143号議案、第148号議案～第154号議案及び議第42号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成
(5) 第95号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、無所属は認定に賛成、共産党、改革は認定に反対
(6) 第96号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は認定に賛成、共産党は認定に反対
2 請願 (1) 議請第6号	自民、公明、無所属は不採択に賛成、民主フォーラム、県民、共産党、改革は不採択に反対
(2) 議請第10号	自民、公明、県民、無所属（諸井、松下）は不採択に賛成、民主フォーラム、共産党、改革、無所属（江原）は不採択に反対

(3) 議請第9号	自民、公明、県民、改革、無所属（諸井、松下）は不採択に賛成、民主フォーラム、共産党、無所属（江原）は不採択に反対
(4) 議請第7号	自民、民主フォーラム、公明、共産党、改革、無所属は継続審査に賛成、県民は継続審査に反対
(5) 議請第4号、議請第5号及び議請第8号	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は不採択に賛成、共産党は不採択に反対

5 知事追加提出議案（人事議案）について

- (1) 正規の手続きを省略し、直ちに採決することを了承。
- (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第159号議案～第172号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

6 議員提出議案について

- (1) 意見書案6件の案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論について次のとおり確認。
 - ア 75番萩原一寿議員（公明）が、議第47号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - イ 32番松坂喜浩議員（県民）が、議第47号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - ウ 29番城下のり子議員（共産党）が、議第48号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - エ その他の議案に対する討論はない。
- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1) 議第47号議案	自民、民主フォーラム、共産党、改革、無所属は原案可決に賛成、公明、県民は原案可決に反対
(2) 議第48号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(3) 議第43号議案～議第46号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

7 今後の議事日程を確認。

- 8 2月定例会の会期予定案について、2月19日（水）～3月27日（木）の日程で執行部と調整中である旨を報告。
午後2時5分閉会

【本 会 議】

午後2時26分、本会議が再開され、まず、予算特別委員会正副委員長の互選結果報告が行われた。

次に、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

29番 城 下 のり子 議員（共産党）

27番 細 川 威 議員（民主フォーラム）

45番 中 川 浩 議員（改革）
30番 平 松 大 佑 議員（県民）
28番 伊 藤 はつみ 議員（共産党）

が順次討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、

原案可決 40件

認 定 2件

請願については、

不 採 択 6件

継続審査 1件

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第159号議案～第172号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第43号議案～議第48号議案（意見書案6件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

75番 萩 原 一 寿 議員（公明）

32番 松 坂 喜 浩 議員（県民）

29番 城 下 のり子 議員（共産党）

が順次討論を行った。

次に、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決され、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後3時20分、令和6年12月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時56分休憩

午前11時6分再開 午前11時24分休憩

午後2時26分再開 午後3時20分閉会

出席議員90人 欠席議員1人

（令和6年12月20日現在在職議員91人）

■ 会 期

12月2日（月）～12月20日（金）19日間

会期延長なし

■ 議決結果

議決件数 62件（うち議員提出のもの8件）

原案可決 46件

認 定 2件

同 意 14件

請願件数 7件

不 採 択 6件

継続審査 1件



議員顕彰

全国都道府県議連議長会表彰（自治功労者）

在職25年以上



小谷野 五 雄 議員

在職10年以上



小久保 憲 一 議員



立 石 泰 広 議員

議 席 一 覧 表

(6.12.20 現在)

78 (真) 小川	79 齊藤	80 武内	81 (一) 新井	82 梅澤	83 中屋敷	84 神尾	85 (政) 高橋	86 田村	87 (正) 鈴木	88 小島	89 小谷野	90 塩野	91 蒲生	92 木村	93 田並	
62 岡田	63 細田	64 永瀬	65 日下部	66 小久保	67 立石	68 (豪) 新井	69 荒木	70 岡地	71 白土	72 (大) 渡辺	73 宇田川	74 権守	75 萩原	76 水村	77	
46 石川	47 井上	48 諸井	49 木下	50 藤井	51 美田	52 吉良	53 松澤	54 浅井	55 飯塚	56 横川	57 内沼	58 橋詰	59 安藤	60 白根	61 町田	
30 平松	31 八子	32 松坂	33 杉田	34 阿左美	35 (稔) 高橋	36 逢澤	37 千葉	38 松井	39 高木	40 宮崎	41 関根	42 深谷	43 (寿) 小川	44 武田	45 中川	
13 金野	14 岡村	15 江原	16 渋谷	17 東山	18 松本	19 保谷	20 金子	21 尾花	22 林	23 柿沼	24 小川(直)	25 戸野部	26 野本	27 細川	28 伊藤	29 城下
	1	2 松下	3 栄	4 (聡) 渡辺	5 森	6 (ま) 鈴木				7 長峰	8 須賀	9 小早川	10 小森	11 泉津井	12 山崎	

演壇

会 派 構 成

自由民主党	56人
埼玉民主フォーラム	11人
公明党	9人
無所属県民会議	7人
日本共産党	3人
無所属改革の会	1人
無所属	4人
計	91人

正 副 議 長

議 長 齊 藤 邦 明

副議長 松 澤 正

(6.12.20 現在)

委 員 会 委 員 名 簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	伊藤はつみ (共産党)
		八子 朋弘 (県 民)
		逢澤圭一郎 (自 民)
		千葉 達也 (自 民)
		深谷 顕史 (公 明)
		吉良 英敏 (自 民)
		細田 善則 (自 民)
		立石 泰広 (自 民)
		荒木 裕介 (自 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		水村 篤弘 (民主7+7)
		中屋敷慎一 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)
		木村 勇夫 (民主7+7)

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図 書 室 (14)	◎高 橋 稔 裕 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	渋谷真実子 (自 民)
		林 薫 (自 民)
		野本 怜子 (民主7+7)
		伊藤はつみ (共産党)
		八子 朋弘 (県 民)
		深谷 顕史 (公 明)
		美田 宗亮 (自 民)
		浅井 明 (自 民)
		白根 大輔 (民主7+7)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	松下 昌代 (無所属) 渡辺聡一郎 (自 民) 野本 怜子 (民主7+7) 木下 博信 (自 民) 白根 大輔 (民主7+7) 細田 善則 (自 民) 武内 政文 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○高 橋 稔 裕 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 長峰 秀和 (自 民) 城下のり子 (共産党) 平松 大佑 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 町田 皇介 (民主7+7) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)
環境農林 (11)	◎宮 崎 吾 一 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	鈴木まさひろ (自 民) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 松澤 正 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 新井 豪 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 田並 尚明 (民主7+7)
福 祉 保健医療 (12)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	小早川一博 (公 明) 泉津井京子 (民主7+7) 松本 義明 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 井上 航 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (民主7+7) 小久保憲一 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
産業労働 企 業 (12)	◎鈴 木 正 人 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 江原くみ子 (無所属) 東山 徹 (自 民) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主7+7) 浅井 明 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 木村 勇夫 (民主7+7)
県土都市 整 備 (12)	◎小 川 直 志 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	須賀 昭夫 (自 民) 小森 克己 (民主7+7) 尾花 瑛仁 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 中川 浩 (改 革) 横川 雅也 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 岡地 優 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 欠
文 教 (11)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○高 木 功 介 (無所属)	森 伊久磨 (自 民) 山崎すなお (共産党) 林 薫 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (民主7+7) 吉良 英敏 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 金子 裕太 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 武田 和浩 (民主7+7) 岡田 静佳 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 神尾 高善 (自 民)

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎浅 井 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	森 伊久磨 (自 民) 小森 克己 (民主7+7ム) 江原くみ子 (無所属) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主7+7ム) 平松 大佑 (県 民) 杉田 茂実 (自 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)
地方創性・ 行政改革 (13)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○横 川 雅 也 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 野本 怜子 (民主7+7ム) 松坂 喜浩 (県 民) 阿左美健司 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (民主7+7ム) 日下部伸三 (自 民) 渡辺 大 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	長峰 秀和 (自 民) 須賀 昭夫 (自 民) 山崎すなお (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 高木 功介 (無所属) 宮崎 吾一 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 小久保憲一 (自 民) 水村 篤弘 (民主7+7ム) 小島 信昭 (自 民) 欠
少 子 ・ 高齢福祉 社会対策 (13)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○永 瀬 秀 樹 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 松本 義明 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 高橋 稔裕 (自 民) 小川 寿士 (民主7+7ム) 中川 浩 (改 革) 武内 政文 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田並 尚明 (民主7+7ム)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
経 済 ・ 雇用対策 (13)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	小早川一博 (公 明) 金子 裕太 (自 民) 林 薫 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 松井 弘 (自 民) 武田 和浩 (民主7+7ム) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 新井 豪 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民)
危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎木 下 博 信 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	渡辺聡一郎 (自 民) 東山 徹 (自 民) 小川 直志 (自 民) 城下のり子 (共産党) 関根 信明 (自 民) 井上 航 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 木村 勇夫 (民主7+7ム)
人材育成・ 文 化 ・ スポーツ 振 興 (13)	◎細 田 善 則 (自 民) ○内 沼 博 史 (自 民)	松下 昌代 (無所属) 鈴木 まさひろ (自 民) 泉津井京子 (民主7+7ム) 金野 桃子 (県 民) 柿沼 貴志 (自 民) 千葉 達也 (自 民) 町田 皇介 (民主7+7ム) 岡地 優 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 小川真一郎 (自 民) 鈴木 正人 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
決 算 (18)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	長峰 秀和 (自 民) 須賀 昭夫 (自 民) 小早川一博 (公 明) 東山 徹 (自 民) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主 ⁷ ホ ⁷ ム) 城下のり子 (共産党) 平松 大佑 (県 民) 高木 功介 (無所属) 井上 航 (県 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 新井 豪 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 梅澤 佳一 (自 民) 田並 尚明 (民主 ⁷ ホ ⁷ ム)
予 算 (32)	◎高 橋 政 雄 (自 民) ○岡 地 優 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	松下 昌代 (無所属) 栄 寛美 (自 民) 渡辺聡一郎 (自 民) 岡村ゆり子 (県 民) 松本 義明 (自 民) 金子 裕太 (自 民) 柿沼 貴志 (自 民) 小川 直志 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 野本 怜子 (民主 ⁷ ホ ⁷ ム) 伊藤はつみ (共産党) 平松 大佑 (県 民) 阿左美健司 (自 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松井 弘 (自 民) 宮崎 吾一 (自 民) 関根 信明 (自 民) 武田 和浩 (民主 ⁷ ホ ⁷ ム) 石川 忠義 (県 民) 木下 博信 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 吉良 英敏 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (民主 ⁷ ホ ⁷ ム) 細田 善則 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 木村 勇夫 (民主 ⁷ ホ ⁷ ム)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに12月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議を頂きますことに、心から感謝申し上げます。

はじめに、三笠宮崇仁親王妃 百合子殿下におかれましては、11月15日に薨去されました。

三笠宮崇仁親王妃 百合子殿下は、崇仁親王殿下と共に諸外国との友好親善に努められるとともに、日本赤十字社の名誉副総裁として世界中の災害や紛争、病気に苦しむ人々のために活動されました。

また、60年余りにわたって母子保健の向上に力を尽くされ、本県には平成6年に社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会総裁として埼玉県支部設立50周年記念大会に御臨席いただきました。

三笠宮崇仁親王妃 百合子殿下のこのたびの薨去は、誠に痛惜の思いに堪えません。三笠宮崇仁親王妃 百合子殿下の御生涯と御高德を偲び、謹んで心から哀悼の意を表します。

さて、国は、去る11月22日、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、そして、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定しました。

国の総合経済対策では、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」、「国民の安心・安全の確保」の3本の柱を掲げ、あらゆる政策手段を総動員することとされており、「物価高の克服」では地方公共団体が行う地域の実情に応じた物価高対策を後押しする「重点支援地方交付金」などの対応が講じられるこ

とになっております。

この経済対策の実行に係る国の補正予算案については、現在開会中である第216回臨時国会に提出され、年内に成立することが見込まれております。

本県においても、11月28日に「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を開催し、経済団体等から県内経済の実情などについて伺いするとともに、今後の県の経済対策や価格転嫁の円滑化に向けた取組などについて御議論いただきました。

これらを踏まえ、臨時国会における審議状況を睨みながら、エネルギー価格や物価高騰の影響を緩和するためのきめ細かい支援策を検討した上で、社会経済活動の活性化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第121号議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）」でございます。

まず、防災拠点校の体育館における避難者の生活環境の改善についてです。

大規模災害発生時の長期の避難生活においても、熱中症等の危険性がない安心・安全な環境を確保するため、防災拠点校の体育館への空調設備の設置に係る設計について、早期に着手するため債務負担行為を設定するものでございます。

次に、公共事業等の施工時期の平準化・適正工期の確保についてです。

本県建設業者の経営健全化や雇用の安定化、公共事業の品質確保の観点から公共事業等の施工時期の平準化や適正工期を確保するための債務負担行為及び繰越明許費を設定するものでございます。

このほか、農業水利施設の省エネ化等に取り組む施設管理者への支援金の交付や県立学校などの県有施設に係る光熱費の増額を行います。

この結果、一般会計の補正予算額は9億5,707万3千円となり、既定予算との累計額は、2兆1,294億8,795万2千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第126号議案「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、旅券法施行令の一部改正を踏まえ、県の一般旅券に係る発給手数料について、書面申請とオンライン申請に区分し、それぞれ額を改定するものなどでございます。

第133号議案「埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例」は、水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定するものでございます。

第145号議案から第154号議案までの10議案はいずれも流域下水道の維持管理や設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

（令和6年12月6日）

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

職員の給与改定につきましては、去る10月17日に、議長及び私に対しまして、県人事委員会から勧告及び報告がございました。

その主な内容は、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げること、期末・勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き上げることなどでございました。

この勧告等の取扱いにつきまして、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置という制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、第156号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第157号議案「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を今回提案することとし、人事委員会の勧告及び報告などを踏まえ、職員の給与の改定等を行うものでござい

す。

次に、第155号議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）」でございます。

今回の補正予算案は、ただ今、御説明いたしました職員給与の改定等に伴い、不足が見込まれる給与費を計上するものでございます。補正予算額は66億4,482万2千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第3号、そして今回の補正予算第4号を合わせた累計額は、2兆1,361億3,277万4千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

（令和6年12月12日）

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

第158号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の期末・勤勉手当の引上げや国の動向などを総合的に勘案し、特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

なお、知事の期末手当については、国の特別職の対応に鑑み、当分の間、支給割合を据え置くことといたします。

また、今回の給与改定に伴う所要額につきまして、既定予算の範囲内で対応可能なことから、予算の補正は見送らせていただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

12月定例会における地方自治法第121条
第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕
副知事	堀光敦史
副知事	山崎達也
副知事	伊藤高
企画財政部長	中山貴洋
総務部長	三須康男
県民生活部長	島田繁
危機管理防災部長	犬飼典久
環境部長	石井貴司
福祉部長	細野正
保健医療部長	表久仁和
産業労働部長	目良聡
農林部長	横塚正一
県土整備部長	吉澤隆
都市整備部長	伊田恒弘
会計管理者	岩崎寿美子
公営企業管理者	板東博之
下水道事業管理者	北田健夫
教育長	日吉亨
選挙管理委員会委員長	長峰宏芳
人事委員会委員長	池本誠司
同事務局長	唐橋竜一
公安委員会委員長	加村啓二
警察本部長	野井祐一
同総務部長	上條浩一
労働委員会会長	青木孝明
同事務局長	山本好志
監査委員	間嶋順一
監査委員	小笠原薫子
同事務局長	西村朗
収用委員会会長	久保村康史
内水面漁場管理委員会会長	佐野元彦

質 疑 質 問

12月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党9人、民主フォーラム2人、公明党2人、無所属県民会議1人、共産党1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

一般質問

12月6日

自	民	永	瀬	秀	樹	議員
民主フォーラム		白	根	大	輔	議員
公	明	塩	野	正	行	議員

12月9日

自	民	長	峰	秀	和	議員
県	民	岡	村	ゆり子		議員
共	産	伊	藤	はつみ		議員

12月10日

自	民	保	谷	武	議員	
民主フォーラム		武	田	和	浩	議員
自	民	渡	辺	聡一郎		議員

12月11日

自	民	東	山	徹	議員
公	明	戸野部	直	乃	議員
自	民	千	葉	達也	議員

12月12日

自	民	宮	崎	吾	一	議員
自	民	杉	田	茂	実	議員
自	民	鈴	木	正	人	議員

自由民主党

永瀬 秀樹 議員



- 1 MVVの策定について
- 2 地域公共交通計画・基本方針について
- 3 順天堂大学新病院計画の中止に伴う対応について
- 4 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援について
 - (1) 日本語指導担当教員の確保に向けた改善策について
 - (2) 日本語指導を必要とする児童生徒への教育支援体制の充実について
- 5 保育士公定価格における地域区分の格差是正について
- 6 ニューツーリズムによる観光振興について
- 7 「あと数マイル・プロジェクト」日暮里・舎人ライナーの延伸について
- 8 都市計画道路南浦和越谷線の整備について
- 9 地域の課題
 - (1) 県道さいたま鳩ヶ谷線の歩道整備と無電柱化について
 - (2) 本町ロータリー交差点の改良について

民主フォーラム

白根 大輔 議員



- 1 順天堂大学医学部附属病院の整備計画中止について
 - (1) これまでの経緯について
 - (2) 整備用地の管理維持などの費用について
 - (3) 整備用地の今後の活用について
 - (4) 医師派遣について
- 2 埼玉高速鉄道の利用促進について
 - (1) 東京メトロへの将来的な一元化について
 - (2) 割引運賃の導入について
- 3 県外の私立高校に通う生徒への就学援助について
- 4 DX推進について
 - (1) 統合型GISの活用について
 - ア 利用しやすい環境の整備について
 - イ 様々なシーンで活用できる統合型GISの積極的活用について
 - (2) 自治体システムの標準化について

- ア 県からの要望に対する国の対応状況について
- イ 標準化に当たって支障のある自治体の数について
- ウ 自治体への支援について
- エ デジタル化とそれに伴う各業務の見直しについて
- 5 犯罪被害者支援の拡充について
- 6 「安心して安全に生活できるための緊急要望」への対応について
 - (1) 外国人犯罪の状況について
 - (2) 緊急要望による警察の対応と結果について
 - (3) 警察官の増員について
- 7 在住外国人への日本語指導について
 - (1) 在住外国人の日本語習得への積極的な支援について
 - (2) 日本語指導担当教員一人当たりの外国人等児童生徒数の見直しについて
- 8 サーキュラーエコノミーの海外展開について
- 9 地域活動支援センターに係る県補助金の見直しについて
 - (1) 県の役割について
 - (2) 運営団体や利用者の声の調査について
 - (3) 現場訪問について
 - (4) 施策評価有識者会議を踏まえた方針について
- 10 上谷沼調節池について
 - (1) 平時の利用計画作成について
 - (2) 調整会議の再開について
- 11 地元問題
 - (1) 新芝川の土手における湧水の原因と今後の対策について
 - (2) 本町ロータリーの整備について
 - ア 事業計画の見直しについて
 - イ 信号設置に対する県の考えについて

公明党

塩 野 正 行 議員



- 1 順天堂大学附属病院整備計画の中止について
- 2 物価高対策について
- 3 価格転嫁の実現に向けた支援策について
 - (1) 価格転嫁への更なる対策の強化について
 - (2) 一般廃棄物処理業務における価格転嫁について
 - (3) 単品スライド条項の受注者負担について
- 4 多胎家庭への支援について
- 5 特別支援学校・特別支援学級における不登校の実態について

- 6 5歳児健診とその後のフォローアップ体制の構築について
- 7 防災減災対策について
 - (1) 大規模災害発生時の避難所の環境改善について
 - (2) 福祉避難所が機能するために

自由民主党

長 峰 秀 和 議員



- 1 災害への対策について
 - (1) 消防学校教育の充実・強化について
 - (2) 埼玉版FEMAの今後の展開について
 - (3) 埼玉版FEMAの名称について
- 2 ハラスメント対策について
 - (1) 埼玉県のアラーム防止対策について
 - (2) アラームの実態調査について
- 3 私立幼稚園への支援について
 - (1) 運営費補助について
 - (2) 特別支援教育費補助制度の改善について
 - (3) 教職員の処遇改善について
- 4 地球温暖化対策について
 - (1) 熱中症対策について
 - (2) 温室効果ガス削減目標への進捗状況について
 - (3) 中小零細企業への温室効果ガス削減対策の支援について
 - (4) 地球温暖化適応策の強化について
- 5 ネイチャーポジティブについて
- 6 アライグマ対策について
 - (1) 現状認識について
 - (2) 捕獲体制の強化について
- 7 来年のコメ生産に向けて
 - (1) 農作物へのカメムシ類等・高温被害対策について
 - ア 広域・集団防除について
 - イ 農閑期の越冬カメムシ対策について
 - ウ 除草のタイミングについて
 - (2) 新市場開拓用米への支援について
- 8 S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）について
 - (1) 渋沢M I Xとの連携について
 - (2) リアルネットワーク構築について
- 9 新川越越生線の整備状況について

無所属県民会議

岡 村 ゆり子 議員



- 1 警察官の増員と育成を進めるべき
 - (1) 県費での増員について
 - (2) 女性警察官を増やすための取組は
 - (3) 外国語を話すことのできる警察官について
- 2 投票率向上につながる取組を進めていくべき
 - (1) 期日前投票の利用方法の周知や常時啓発について
 - (2) 移動式投票所の設置について
 - (3) 商業施設内に期日前投票所を積極的に設置すべき
 - (4) 選挙カレッジに一層力を入れるべき
 - (5) 住民票の異動に関する周知啓発を
- 3 早期に適切な療育が受けられるよう言語聴覚士の増員をすべき
- 4 工業高校の魅力発信と環境整備について
 - (1) 志願者を増やす取組について
 - (2) 教員の質の向上について
 - (3) 特別教室や実習室に空調整備を
- 5 消防学校の今後について
 - (1) 施設整備について
 - (2) 寮室の改善を
 - (3) 早期の建替えを
- 6 ご高齢者の移動手段の支援を積極的に進めていくべき
 - (1) シルバーサポーター制度の加盟事業所の発掘について
 - (2) シルバーサポーター制度の加盟事業所の内容について
 - (3) 移動手段となる施策について
- 7 結婚支援の今後について
- 8 ひきこもり状態にある方の親亡き後のお金や財産に関する支援について
 - (1) ひきこもり支援連絡会議での情報共有を
 - (2) 講演会等の開催について

共産党

伊 藤 はつみ 議員



- 1 被爆80年に向けて、被爆者の願いに応える取組を

- (1) 日本原水爆被害者団体協議会のしらせぎ会と懇談を
- (2) 原爆死没者慰霊式について
- (3) 原爆を語り伝える
- (4) 慰霊式の未来
- (5) 締約国会議参加を
- 2 埼玉で保育したい、子どもをあずけたいと思える保育運営を
 - (1) 保育士確保問題
 - ア 保育所への影響について
 - イ 公定価格の見直しを
 - ウ 県の補填は
 - エ 自治体の処遇改善に対する評価
 - オ 県としての処遇改善を
 - (2) 県の単独補助である障害児加算の廃止は撤回を
 - ア 交付税の活用状況について
 - イ 確実な措置を
 - ウ 県の指導は
 - エ 施策後退は許されない
- 3 県水道用水料金・流域下水道維持管理負担金の引上げについて
 - (1) 黒字なのに料金引上げか
 - (2) 412億円の内部留保について
 - (3) ダム強行の責任は
 - (4) なぜ国の交付金を使わないのか
 - (5) 今年度の交付金投入を
- 4 職員の尊厳を踏みにじるセクハラ根絶のために
 - (1) 不必要な接触とは
 - (2) 要綱に明記を
 - (3) セクハラ防止の責任者は
 - (4) 告発者の保護を
- 5 生きている遺産である世界農業遺産、落ち葉堆肥農法への支援を
 - (1) 落ち葉堆肥農法の魅力について
 - (2) 落ち葉堆肥農法の要である雑木林を救う支援を
 - (3) さんとめ材の使用について
 - (4) 県有地を活用して
 - (5) せめて看板設置を
- 6 生存権を保障する県営住宅こそ増設を
 - (1) 埼玉の県営住宅戸数は充分か
 - (2) ふじみ野市に増設を
 - (3) ストックマネジメント方針の増設戸数
 - (4) 700戸整備の根拠は
 - (5) 県民の意見を

自由民主党

保谷 武 議員



- 「スマートシュリンク埼玉2050」について
 - 小中学校統廃合の支援について
 - キレイな空き家対策について
- 国際交流政策と在住外国人政策（いわゆる多文化共生策）の切り離しについて
 - 冷静な議論の環境の整備について
 - 多文化共生推進会議の人選について
- 埼玉県DXを通じた新たな価値の創出について
- 親戚付き合いが薄いおひとり様高齢者の増加に備えた支援の仕組み作りについて
 - 賃貸住宅の入居の保証、死亡その他の様々なリスクへの備えについて
 - 認知症発症の際のサポートについて
 - 死後の遺産・家財管理・処分について
- 体感治安の改善について
 - 真の治安の良し悪しの把握について
 - 体感治安を定量的に示す指標の開発について
- 公共調達について
 - 県内事業者育成のための官公需発注の増大について
 - 公共調達を通じたロボティクス産業の育成について
- 地域ボランティア担い手不足解消のための敬意の醸成について
 - 現在の県の取り組みについて
 - 地域ボランティアのイメージアップについて
- 鉄道駅へのホームドア設置に向けた更なるスピードアップについて

民主フォーラム

武田 和 浩 議員



- 防災について
 - 災害時の受援体制の構築・強化について
 - 災害時のデマへの対策について
- 防災学習の在り方と新しい防災学習ツールの活用について

- 衛星インターネット機器の整備について
- エレベーターへの防災キャビネットの設置について
- 物流の更なる駐車規制見直しの検討について
- モバイルファーマシーの導入支援について
- 動物愛護について
 - 県庁舎内での保護犬猫の譲渡会開催について
 - 動物指導センターから犬猫を受け入れた民間団体等への補助金の支給について
 - 動物指導センターにおける飼い主のいない猫の避妊手術について
- 带状疱疹ワクチン接種について
- アピアランスケア（外見の変化に対するケア）用品の購入補助について
- 県立特別支援学校における不審者対策を含めた防災の取組について
- 県立特別支援学校に在籍する不登校児童生徒への支援体制の構築について

自由民主党

渡辺 聡一郎 議員



- 埼玉県の地方創生は
 - 総括と今後の戦略について
 - 移住定住に係る政策の方向性は
- 安心して子育てできる環境づくりを
 - 「こども誰でも通園制度」の開始に向けた取組は
 - 保育の質・安全を確保する取組について
 - 「低年齢児保育促進事業」の拡充を
- 令和の学校教育の推進
 - STEAM教育の強化に向けた教科担任制の拡大
 - 学びの多様化学校の設置推進について
 - 学校制服の保護者負担軽減は
- 地域医療の課題への対応
 - 必要病床数の考え方と地域の医療整備について
 - かかりつけ医や診療所への支援は
 - 小児科等オンライン医療の推進を
- ナイトタイムエコノミーの活性化を
 - アフターコロナのナイトタイムエコノミーについて
 - 県有施設におけるナイトタイムエコノミーの普及
- 農作物へのカメムシ類等・高温被害対策について
 - 高温障害等で影響を受けた農業者へ支援を
 - 農業者への支援制度の周知やサポートについて
- 地元問題

- (1) 県道さいたま幸手線の和戸踏切立体交差事業について
- (2) 都市計画道路新橋通り線の整備について
- (3) 県道春日部菖蒲線の整備について

自由民主党

東 山 徹 議員



- 1 商工業の振興
 - (1) 人手不足・生産性向上の視点からのIT等設備投資支援
 - (2) デジタル人材の育成
 - (3) 小規模事業者への資金繰り支援
 - (4) 中小製造業の採用機会拡充への取組
 - (5) 外国人労働者の活用支援
 - (6) 消費喚起事業の全県展開に対する支援
- 2 狭山茶の振興
 - (1) 狭山茶振興ネットワークの構築
 - (2) 抹茶の製造支援
 - (3) 茶の文化的価値を活かした取組
- 3 第3次救急医療体制の充実
- 4 県立高等学校の暑さ対策
- 5 地元問題
 - (1) 入曽交差点の整備
 - (2) 柏原小入口交差点
 - ア 交差点整備
 - イ 雨水対策
 - (3) 不老川の河川改修

公明党

戸野部 直 乃 議員



- 1 DEIに基づく県庁の取組について～誰にとっても働きやすい職場環境に向けて～
 - (1) DEI、特にエクイティの視点について
 - (2) 職員の満足度調査の実施について
- 2 小さく生まれた赤ちゃんの家族への支援
 - (1) リトルベビーハンドブックを県で製本しNICUで配布することについて

- (2) リトルベビーハンドブック作成のための協議会設置について
- (3) 県庁内の授乳室に搾乳マークを掲示することについて
- 3 痴漢撲滅に向けた取組について
 - (1) 受験シーズンの痴漢撲滅キャンペーンの実施について
 - (2) 庁内横断的な対策の体制づくり
- 4 いわゆる「闇バイト」対策について
 - (1) 本県における現状について
 - (2) SNS上の書き込み対策及び若者への相談対応について
 - (3) 教育現場での注意喚起について
 - (4) 防犯設備整備に対する助成制度について
- 5 医療的ケア児者の災害対策支援
 - (1) 医療的ケア児者の個別避難計画作成マニュアルの策定について
 - (2) 医療的ケア児者の九都県市合同防災訓練について
- 6 障がい者家族（介護者）のレスパイトについて
 - (1) 家族の緊急時等の障がい者の受け入れ先確保の状況について
 - (2) 地域生活支援拠点等の整備に向けて
- 7 障がい者の日常生活用具給付等事業の貸与について
- 8 県道上尾蓮田線の右折帯設置について

自由民主党

千 葉 達 也 議員



- 1 地域医療連携ネットワーク構想について
- 2 介護支援専門員への支援について
 - (1) 介護支援専門員の不足について
 - (2) 介護支援専門員実務研修受講試験にかかる受験資格の緩和について
 - (3) 介護支援専門員への処遇改善について
- 3 商工会が抱える諸課題について
 - (1) 職員定数の考え方について
 - (2) 人事一元化導入に伴う課題について
 - ア 取組方策の検討状況について
 - イ 導入スケジュールについて
- 4 埼玉ブランド化を目指した企業誘致について
- 5 基幹的農業水利施設の維持管理について
- 6 農業問題について
 - (1) 農作物へのカメムシ類等・高温被害対策について

- ア 飼料用米に取り組む生産者への支援について
- イ カメムシ類等の発生源の生態研究、高温に強い品種開発の加速について
- (2) 国の水田活用の直接支払交付金の見直しについて
- (3) R T K基地局の設置について
- 7 地元問題
 - (1) 渡良瀬遊水地におけるイノシシ対策について
 - ア 市町村への支援拡大について
 - イ わな猟免許の取得支援について
 - ウ 人的被害の防止について
 - エ 農業被害の防止について
 - (2) 国道125号加須羽生バイパスの早期開通について
 - (3) 一級河川中川の改修工事の進捗状況について

自由民主党

宮崎 吾一 議員



- 1 予算編成過程における透明化について
- 2 県庁DX化について
 - (1) デジタル担当部署の組織再編
 - (2) DX人材のキャリアパスについて
 - (3) 医療DXについて
 - (4) オンライン標準処理期間の設定について
- 3 企業版ふるさと納税について
- 4 産業用地について
- 5 県庁業務行政について
 - (1) オンライン申請について
 - (2) GMP審査について
- 6 免許返納後の支援について（市町村との窓口連携）
- 7 有事における緊急避難民の対応について
- 8 児童相談所第三者評価について
- 9 県立大学について
- 10 県立高校の諸課題について
 - (1) 県立高校の自立支援事業について
 - (2) 家庭科について
- 11 県産木材利用促進について
- 12 県内芸術・美術品の活用について
 - (1) 処分基準の策定
 - (2) 収蔵庫にある作品の利用について
- 13 彩の国さいたま芸術劇場について
- 14 防災災害対策について
 - (1) ドローンの夜間搜索の利用促進について
 - (2) 液状化対策について

- 15 会計年度任用職員について
 - (1) 3年目の更新について
 - (2) 病気休暇の制度について
- 16 与野中央公園調節池について

自由民主党

杉田 茂美 議員



- 1 北部地域振興交流拠点の整備について
 - (1) 現在の検討状況について
 - (2) 賑わい機能について
- 2 本県の農業振興について
 - (1) 本県の今後の強力な農業振興について
 - (2) 「地域計画」により農地を次世代に引き継ぎ、10年後の農業を守れるのか
- 3 商工団体の活性化について
 - (1) 商工団体に求める役割と支援の状況について
 - (2) 経営指導員の資質向上について
- 4 医師会立看護学校への支援と県立高等看護学院の拡充について
- 5 子どもの性に関する教育とユースクリニックの支援について
- 6 地元問題
 - (1) 利根川新橋と周辺道路の整備について
 - (2) 県道太田熊谷線の歩道のバリアフリー化について

自由民主党

鈴木 正人 議員



- 1 県民所得の上がる経済対策について
- 2 有事に対応できるシェルター設置について
- 3 令和6年度の中学校歴史・公民教科書採択の結果について
- 4 アニメ「めぐみ」等を活用した日本人拉致問題啓発のための人権教育の徹底について
- 5 望まない介護離職防止策について
- 6 外国人犯罪対策について
 - (1) 法務省の報告書について
 - (2) 川口市議会からの意見書について

委員長報告

[目 次]

- (3) 川口市内における治安対策について
- (4) 出入国在留管理庁と現地警察署の連携について
- (5) 不法投棄事案への対応について
- (6) 川口市の条例改正を受けた場合の県の対応について
- 7 外免切替問題について
- 8 地元問題について
 - (1) 一般国道254号和光富士見バイパスの残り工事区間の早期開通について
 - (2) 中央通停車場線第3工区の進捗状況と今後の見通しについて

頁

常任委員会

企 画 財 政	22
総 務 県 民 生 活	22
環 境 農 林	23
福 祉 保 健 医 療	24
産 業 労 働 企 業	25
県 土 都 市 整 備	26
文 教	26
警察危機管理防災	27

特別委員会

決 算	27
自然再生・循環社会対策	28
地方創生・行財政改革	29
公 社 事 業 対 策	29
少子・高齢福祉社会対策	30
経 済・雇 用 対 策	30
危機管理・大規模災害対策	31
人材育成・文化・スポーツ振興	31

企画財政 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第121号議案について、「公営競技事業収入の算出方法はどのようなものか。また、今回の補正で増額する理由は何か」との質疑に対し、「インターネットを含む本場の売上額に、包括委託業者との契約に基づく収益率0.95%を乗じた額から、県営競技事務所の運営に係る事務費等を除いた額が、一般会計に入る公営競技事業収入である。現時点で、インターネット販売が好調であり、売上見込額が当初の想定を上回ることから、公営競技事業特別会計における当たり車券の払戻金や開催経費等の歳出予算についても増額が必要であり、2月定例会では間に合わないことから、今回、補正予算措置を行い、これに連動して、一般会計の繰入れも行う」との答弁がありました。

次に、第155号議案について、「給与改定に伴う地方負担の増加分について、繰越金で計上されているが、交付税措置はされないのか」との質疑に対し、「閣議決定された国補正予算案において、地方交付税が2.1兆円増額され、その中の費目として、今回は、『給与改定費』という形で地方交付税が増額されることとなる。ただし、現時点では、本県への配分額が不明であるため、同じ一般財源である繰越金で歳入を計上し、2月補正で他の歳入の増減と併せて整理していく」との答弁がありました。

このほか、第126号議案、第127号議案及び第138号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「自動運転の県内の現状と今後について」質問が行われました。

その中で、「現在、取り組んでいる和光市と深谷市に対して、県は支援をしているのか。また、それ以外の市町村への拡大に向けてどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「昨年度創設した『地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業』において、

和光市、深谷市の自動運転の取組に対し財政支援を行っている。また、両市の取組は埼玉版スーパー・シティプロジェクトにも位置付けられており、県の関係課で事業化支援チームを組織して、全庁体制で支援している。他の市町村に関しては、先進事例からノウハウや成果を学ぶことが重要であると考えている。市町村を対象とした研修会では、自動運転バスに高い知見を有する専門家や事業者を講師として、先進事例の紹介やノウハウの横展開、マッチング機会の提供などに取り組んでいる」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

副委員長 高 橋 稔 裕



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願4件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第121号議案について、「施工時期を平準化する効果の一つとして、年度当初の発注作業の集中による事務負担の回避が挙げられているが、実際に回避につながっているのか。また、年度をまたぐことによって、担当者が変更になる可能性があるが、この影響をどのように考えているのか」との質疑に対し、「入札公告の時期を分散し、年度内に行うことにより、年度当初における事務作業の集中を回避することができ、職員の負担軽減に結び付いている。また、債務負担行為を設定することにより、年度内に入札から契約までを同一の担当者で行うことが可能となるため、効率的に事務を進めることができる」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第139号議案について、「埼玉会館の指定管理者候補者の得点は600点満点中432点で7割2分だったが、この数字をどのように考えているのか。また、残りの2割8分の余白部分を埋め、より良くしていくために、この伸び代の部分をどのように考えているのか」との質疑に対し、「公募により、これまでの管理運営に加えて、新たなイベントの開催やDXの活用などが期待できることから、指定管理者として適格であると判断した。伸び代の部分については、まだ工夫の余地があると考えており、今後指定管理を行うに当たり、今回の提案だけでなく、新

たな創意工夫を更に実施するよう県としても求めている」との答弁がありました。

このほか、第122号議案、第128号議案、第135号議案、第136号議案、第156号議案及び第158号議案についても活発な論議がなされ、第155号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第158号議案に反対の立場から、「本議案は、知事のみ国の特別職の対応と同じく、据え置くとしている。今議会には、上下水道の値上げなど物価高騰に苦しむ県民へ新たな負担を求める議案も提案されており、特別職の期末手当の引上げは、県議会議員の期末手当の引上げにも連動するため、認められない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案9件について採決いたしましたところ、第158号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第5号につきましては、請願者1,136名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱により成り立っているが、本県の父母負担軽減補助は全国でも上位の水準にあり、両者の補助単価を合算すると国の標準額を上回っている。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に拡充することを求める本請願には賛成できない」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「子育て世代の教育費負担は増加の一途である。本年10月に施行された『埼玉県子ども・若者基本条例』にも、教育費の負担軽減が盛り込まれており、本請願が採択されることこそ、条例の趣旨に合致するものと考え」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第6号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「再審制度は、再審請求手続に関する詳細な規定がなく、その審理の適正さが制度的に担保されていないなどの課題があり、法改正を検討する余地があると考えている。しかし、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを法律上禁止することは、違法、不当な再審開始決定があった場合に、これを是正する余地をなくしてしまうこととなる。公益の代表者である検察官の不服申立ては、再審請求権における審理、決定が適切かつ公正に行われることを担保しており、禁止することについては、当事者主義を前提とする刑事司法手続の根幹に関わるものであるため、更なる熟

議を要する」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「再審制度は刑事訴訟法に規定があるが、70年以上も改正されていない。さらに、再審に関する手続の規定が法律上ほとんどないことや、検察官の不服申立てによる手続の長期化などが指摘されている。国において早急に積極的な議論を行い、最後の救済制度にふさわしい法制度を構築する必要がある」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第7号につきましては、請願者58名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、冒頭、「請願の内容については、非常に重要な課題だと考えており、様々な対応を協議している状況であるので、継続審査とすべきである」との動議が出され、採決いたしましたところ、賛成多数をもって継続審査とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第8号につきましては、請願者58名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「国民が広く享受する社会保障の費用は、あらゆる世代が広く公平に分かち合うべきである。消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「消費税は低所得者ほど負担割合が大きく、不公平な税制である。物価高騰で苦しんでいる県民を応援し、地域経済の活性化のためにも本請願を採択するべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「大宮公園陸上競技場兼双輪場のあり方について」、県民生活部から「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



環境農林委員会における審査経過の概要について、

御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第155号議案について、「環境部における補正は給料と共済費の増額だが、職員手当等の増額はないのか」との質疑に対し、「今回の給与改定では、期末・勤勉手当についても増額が見込まれるが、環境部では、自然災害や水質事故等への危機管理対応分を一定程度想定して、当初予算で時間外勤務手当等を計上しており、それらの執行残が見込まれることから、職員手当等は既定予算内で対応可能と考えている」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第121号議案について、「森林管理道整備事業の繰越明許費の設定理由として、入札不調による遅れがあるとのことだが、今後、入札不調をどのようになくしていくのか」との質疑に対し、「12月から3月の繁忙期を避け、4月から6月の閑散期に稼働できるように発注する、一者落札でも可とする条件で発注する、小規模工事の場合はほかの同様な工種のある工事とまとめる、委託内容や現場状況を反映した設計で発注するなどの対策を行い、事業者が受注しやすい発注を心掛けていく」との答弁がありました。

このほか、第142号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「高温障害とカメムシ被害について」質問が行われました。

その中で、「12月半ばとなり、稲作については、ほぼ収穫が終わったところであるが、被害の全容の把握等はできているのか」との質問に対し、「11月末時点のイネカメムシによる水稻の被害状況について、県内JAに聞き取り調査を実施したところ、各JAが把握している主要な水稻の作付面積約23,600ヘクタールのうち、被害の大小にかかわらず、約46%で不稔、着色粒の被害が見込まれるとの結果であった」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部から「大気環境の保全について」、農林部から「次世代施設園芸埼玉拠点における今後の実証について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 千葉達也

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第140号議案について、「埼玉県立児童養護施設おお里について、こどもの状況に合わせた施設に整備していく必要があるが、今後の整備についてどう考えるか。また、児童の抱える背景が複雑化し、心理的ケアに基づく必要性が増えていることも踏まえた整備計画になっているのか」との質疑に対し、「長期保全計画に基づく長寿命化の改修と併せて、小規模ユニット化を進め個室を増やすことで、中学生以上の受入れもしっかり対応するとともに、心理療法を行う部屋を増やすなど、ケアが必要なこどもへの対応についても今後の整備の中で検討していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第41号議案「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「県民に努力義務を課すと明記されているが、既存の条例、法律において、国民や市民に努力義務を規定しているものはない。本県が初めて努力義務を課すこととなり、慎重である必要があると考えるがいかがか」との質疑に対し、「時間が残されていない中で、是非、埼玉県民全員で拉致に立ち向かおう、親世代の腕にこどもたちを抱きしめさせたいとの思いで努力義務を規定した」との答弁がありました。

また、「職員、警察職員への研修について、どのように機会を設けるのか」との質疑に対し、「入職時の職員研修において行うことが一番よいと考えるが、在職している間には、何度も研修を行うべきである」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、議第41号議案に反対の立場から、「拉致問題の解決は、外交努力によって実現すべきものだと考える。また、本条例成立によって政治的介入が横行する可能性は非常に高いと懸念し、反

対する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第41号議案について採決いたしましたところ、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「児童養護施設一時保護専用棟における職員の負担軽減について」及び「障害者等歯科診療体制について」質問が行われました。

その中で、「各施設においては、国の基準で支援業務を実施するのは困難な現状であり、県は国への要望だけで終わりにせず、配置基準について県単での加配を行うべきである。県として問題意識を持ち課題解決のためにあらゆる可能性を検討すべきと考えるのがいかにか」との質問に対し、「職員の配置基準、措置費は国が制度設計しており、一義的には国の責任において対応することで、継続的かつ安定的な職員の処遇改善になる。こどもの安心安全の確保には、支障があってはならないことから、改めて、現場の実態や声を丁寧に聴き分析して、今後の支援について検討していく」との答弁がありました。

次に、「口腔保健センターは設置主体や費用負担が県であるべきという意見が以前から出ているにもかかわらず協議できていない。障害者歯科医療の提供は公の責務であり、指定管理者制度のように県が応分の負担をすべきである。同センターの運営は赤字であり、県が負担していかなければならないと考えるがどうか」との質問に対し、「歯科医師会に負担が生じていることは認識しており、歯科医師会と安定した歯科診療ができるよう話し合っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「順天堂大学附属病院等整備の中止について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 杉 田 茂 実



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第141号議案について、「埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設について、今回選定された事業者は、これまで担ってきた事業者と同一であるが、前回と比べて提案内容に変化があるのか。また、通常であれば、契約期間5年間の事業を検

証し、課題解決のための対策を盛り込むと思うが、提案に変化はあったのか」との質疑に対し、「自主事業の合間での集客ができていない面があったため、小さなイベントをこまめに開催し、にぎわいを維持するという提案があった。また、指定管理者にとっては、自主事業の収益化のスキームができていなかったが、ある程度規模も大きくなり、参加者が見込めるようになったため、収益化にもつなげられるのではないかとのこと新しい提案があった」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第132号議案について、「工業用水の改定率が35.3%となっている一方、水道用水料金の改定率が21%である。この改定率の差はどのような理由によるものか」との質疑に対し、「どちらの料金も期間中の費用を給水量で割って算定している。維持管理費や減価償却費が主な費用であるが、工業用水は、物価高騰などの影響を受けやすい維持管理費の割合が水道用水に比べて高い。また、給水量も、前回の改定時から比較すると、工業用水は水道用水と比べて約7倍の減少率になっている。これらの理由により、工業用水の方が、上昇率が大きくなっている」との答弁がありました。

また、第133号議案について、「6月定例会では、改定料金を1立方メートルにつき76円程度としていたところ、条例案では、74円74銭と料金改定幅が圧縮されているのはなぜか」との質疑に対し、「直近の決算実績を踏まえて、最新の物価水準や金利等を反映するとともに、営業費用である薬品費や委託費を減少させたためである」との答弁がありました。

このほか、第123号議案ないし第125号議案及び第129号議案についても活発な論議がなされ、第155号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第9号につきましては、請願者524名及び14団体を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

議請第9号及び議請第10号につきましては、関連があるため、一括して審査を行いました。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、第57条で事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定めており、不合理なものとは言えない。また、税制改正は、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議第42号議案「埼玉県中小企業制度融資の損

失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「他の自治体では、執行部提案によることが多いと聞いている。本県において、議員提案で条例化するに当たり、どのような特徴があるのか」との質疑に対し、「他の都道府県は事業再生のみを対象としているところが多いが、本県では、事業再生に加え、新たな事業の創出等の再チャレンジも対象としている。また、第4条で定める専門的知識を有する者に対する意見聴取を条例で規定している都道府県は、現在は東京都のみである」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第42号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告



副委員長 深谷 顕史

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案17件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第130号議案について、「条例に基づき、雨水流出抑制施設をこれまでどの程度設置してきたのか。また、効果はどの程度か」との質疑に対し、「条例の施行された平成18年度から令和5年度末までに、約780件の許可を行い、約320万立方メートルの施設を設置し、浸水被害の発生及び拡大の防止に寄与している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第144号議案について、「埼玉スタジアム2002公園は、現況調査の中で、サッカーの試合日以外にはぎわいが不足しており、年間を通して多様なアクティビティを提供し、利活用を促進することが重要と述べられているが、どのような取組を想定しているのか」との質疑に対し、「次期指定管理者は、サッカーミュージアムの開催や、音楽ライブの誘致を提案している。そのほか、インクルーシブ遊具や、暑さ対策としてミスト、木陰の整備の提案があった」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第145号議案ないし第147号議案について、「今後、下水道に関する市町を含め

た負担のピークがいつで、それがどの程度かかるのかを、ホームページ等で県民に分かるようにしてはどうか」との質疑に対し、「先々の見通しも含めて、ホームページ等でできるだけ明らかにしていきたい」との答弁がありました。

このほか、第121号議案、第131号議案、第137号議案及び第143号議案についても、活発な論議がなされ、第148号議案ないし第155号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案17件について採決いたしましたところ、第144号議案ないし第147号議案については多数をもって、第121号議案、第130号議案、第131号議案、第137号議案、第143号議案及び第148号議案ないし第155号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告



副委員長 高木 功介

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第121号議案について、「債務負担行為の設定のうち、県立学校体育館整備について、防災拠点校とあるが、何校あり、どのような基準で選ばれているのか」との質疑に対し、「高校再編により令和7年度末をもって統合の対象となっている1校を除き、36校である。選定基準は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災拠点校選定当時の埼玉県震災対策計画に基づき、密集市街地や地盤が弱い県南部・東部地域を厚く配置した」との答弁がありました。また、「県立高等学校再編整備で不要になった校舎等はどのような利用方法を考えているのか」との質疑に対し、「未利用となった学校施設は、教育局内で定める、未利用地の利活用の方針に従い順次手続を進める。まずは庁内利用の希望を募り、希望がなければ、地元の市町村に利用の希望を聞く。そこでも希望がない場合は民間への売却等を検討するという手順で進めており、今回の6校については、具体的に現時点で決まったことはない」との答弁がありました。

このほか、第157号議案についても活発な論議がなさ

れ、第155号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第4号につきましては、請願者3,909名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「それぞれの項目について、必要な取組の推進や国への働き掛けなど、適切な対応が既に実施されていることが認められる。また、給食費の無償化については、地域や学校の実情に応じた取扱いがある中で、一律無償化することは、財源の確保や公平性、柔軟性の観点から慎重な判断が必要である」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「教員の未配置未補充問題は、現場の教員を疲弊させるばかりでなく、児童生徒にも大きな影響を及ぼす。教職員を増員することは喫緊の課題である」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県立学校で使用する自動車の管理について」質問が行われました。

その中で、「県立学校で使用している自動車はどれだけあるのか。また、県内私立学校での事故を受け、教育局としてどのような対応を取ったのか」との質問に対し、「県立学校で使用している自動車は合計113台で、グラウンド整備などに使用している。今回の事故を受け、全県立学校に対し、自動車の適切な管理を徹底するよう指示するとともに、各学校の自動車や鍵の管理状況について緊急点検を行った。また、校長会議で、自動車の鍵を校長があらかじめ指定した場所に施錠して保管するなど、管理を適切に行うよう周知徹底を図った」との答弁がありました。

また、「自動車や鍵の管理について、管理責任者を明らかにして、学校として管理を徹底すべきだと思えるのがいかか」との質問に対し、「今回の点検で、自動車の管理責任者の指定や、台帳の記録についても確認し、不備がある場合は既に是正をさせている」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第121号議案について、「増額の理由が電気代高騰のためとのことであるが、信号機のLED化はどの程度進んでいるのか。また、LED化によって電気料はどの程度下がるのか」との質疑に対し、「車両用灯器については、令和10年度中にはLED化が完了する予定である。また、定周期式の信号機が設置された交差点をLED化すると、1か月当たりの電気料は半額となる。令和6年度にLED化予定である550交差点を実施すると、1か月当たり約110万円、1年間当たり約1,320万円の電気料削減となる」との答弁がありました。

次に、第134号議案について、「運転免許証の更新時講習について、新設されたオンライン講習を受講する際の流れは、どのようになっているのか。また、オンラインで受講した際の手数料支払いや免許証交付の手続はどのようになるのか」との質疑に対し、「オンライン講習は、自宅のスマートフォンやパソコン等で専用サイトにアクセスし、講習動画を視聴する流れとなっている。更新時講習がオンライン化された一方で、免許証を更新するときは、視力検査等を行う必要があるため、現状と同じく誕生日の前後1か月の間に、運転免許センター等での手続が必要である」との答弁がありました。

このほか、第155号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「埼玉県消防広域化推進計画改定（案）の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

決 算 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



決算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る

9月定例会に提出され、閉会中の継続審査となっております、第95号議案「令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第96号議案「令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に対し、決算書などに基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

審査の過程では、県政全般について活発な質疑が行われました。

以下、主なものについて簡潔に御報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計決算では、県税収入額が2年連続で過去最高額になった要因、市町村のデジタル化の推進、大宮公園陸上競技場兼双輪場の検討状況、埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の登録企業数、消防団への加入促進、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進、認知症ケアの支援、災害に対応できる医療体制の整備、海外ビジネスサポート拠点等の実績、農業の6次産業化支援事業、自転車走行空間の整備、県営公園のにぎわい創出、県立学校のICT環境の整備、サイバー局の新設による効果などについて質疑がありました。

次に、公営企業会計決算では、水道及び工業用水道の施設耐震化並びに管路の老朽化対策、下水道施設の設備投資に係るストックマネジメント計画などについて質疑がありました。

その結果、73項目を改善又は検討を要する事項とすることとした次第であります。

以下、主なものについて申し上げます。

一般会計及び特別会計決算に関しましては、県民生活部関係において、「在住外国人に対して我が国の法律や地域のルールを遵守させるよう努め、地域活動、社会貢献活動への参加促進に取り組むこと」、農林部関係において、「農作物の鳥獣被害において、農業従事者の声に寄り添い、被害対策の推進に努めること」、教育局関係において、「中学校における部活動の地域クラブ活動への移行については、生徒・保護者・関係者の声をしっかりと聞き、それぞれが納得した上で、円滑に取組が行われるよう十分な支援を行うこと」のほか、66項目を改善又は検討を要する事項としました。

公営企業会計決算に関しましては、企業局会計において、「工業用水道の安定供給の継続性の観点から、配水管の老朽化対策について、早期の計画策定と予算措置を継続して検討すること」、流域下水道事業会計において、「自然エネルギーの取組を更に拡大するこ

と」のほか、2項目を改善又は検討を要する事項としました。

次に、討論に入りましたところ、第95号議案及び第96号議案について、反対の立場から、「第95号議案については、証紙の廃止により免許の更新時などの手数料の支払いがキャッシュレス決済のみとなっていること、地域保健医療計画の地域医療構想で高度急性期病床と急性期病床を補助によって回復期病床に誘導していること等。次に、第96号議案については、思川開発の総事業費が増加していること、荒川左岸北部及び利根川右岸流域下水道の維持管理負担金単価が引き上げられたこと。以上の理由から認定に反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、第95号議案及び第96号議案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、認定すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告



副委員長 飯塚 俊彦

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「資源循環社会づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「廃棄物の適正処理に係る取組について、悪質な廃棄物処理業者は営業停止などにできているのか」との質問に対し、「立入検査において法令違反が確認された場合は、まずは行政指導を行い、悪質な場合は許可取消等の対応をしていく」との答弁がありました。

次に、「『埼玉県SDGs官民連携プラットフォームサーキュラーエコノミー推進分科会』におけるレアメタルの再資源化実証事業について、現在回収量が少ないとのことだが、今後どの程度の量を再資源化する予定なのか」との質問に対し、「昨年度、狭山市及び上尾市において実証実験を行い、電池や電池を内蔵した製品を約0.5トン回収した。今後は市町村のごみ処理施設への集積量等の調査を行い、その結果を踏まえ、どのように全県へ展開するのか検討していく」との答弁

がありました。

次に、「サーキュラーエコノミーの県内の認知度は県民が14%、事業者が16%となっているが、この数字についての分析や評価を伺う。また、周知のためにどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「県民の認知度は微増しているものの高くないと認識している。また、浦和レッズや商業施設との連携の中で、県民が実際に行動に移してもらえるよう啓発を行っている。事業者に対しては、サーキュラーエコノミーの仕組み自体を理解いただけるよう、金融機関、経済団体等と連携し、情報発信を含めた啓発を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 横 川 雅 也



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「情報技術の活用・DXの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「行政手続のオンライン化については、まず一度使ってもらい、利便性を実感していただくことが利用率の向上につながる。電子申請への誘導策や、広報活動により利用のハードルを下げていくことが必要と考えるかどうか」との質問に対し、「利便性を実感していただけるように、ワンストップ化、キャッシュレス決済など、利便性向上に努めるとともに、利便性が伝わるような工夫をし、必要な情報が申請者に伝わるように関係団体等と連携した広報を行っていく」との答弁がありました。

次に、「デジタル人材の派遣について、現状の支援実績は4市2町であり、目標が30市町村であるとのことだが、残りの市町村については、県が人材の派遣をしなくても大丈夫との認識なのか」との質問に対し、

「残りの33市町村を支援しなくてよいと考えているわけではない。特に、小規模な市町村に対しては、外部から手を差し伸べることで、DX化を後押しできると考えている。このような自治体を優先的に支援することを想定して、目標数を30市町村としている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉新都市交通株式会社」、「埼玉高速鉄道株式会社」及び「公益社団法人埼玉県農林公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉新都市交通株式会社について、「大規模地震や集中豪雨など自然災害が多く発生しているが、安全輸送を使命としている鉄道事業者として、どのような対策を講じているのか」との質問に対し、「大規模震災時のマニュアルを作成し毎年リニューアルしているほか、大規模な防災訓練を実施しており、地元消防署から様々な指導を受けて、非常参集訓練、自衛消防の救急救命訓練やエレベーター救出訓練を行っている」との答弁がありました。

次に、埼玉高速鉄道株式会社について、「経営目標の中に、岩槻延伸の早期実現に向けた積極的な協力とあるが、具体的にどのように取り組んできたのか」との質問に対し、「本年5月に岩槻延伸検討委員会を社内に設置した。さらに、その下にワーキンググループを設置し、運行計画、整備計画、収支計画などの検討を深めている。列車運行、安全面やサービス面など、鉄道事業者ならではの知見や経験を生かし、全社体制で議論している」との答弁がありました。

次に、公益社団法人埼玉県農林公社について、「埼玉県農林公社経営改革プランの中で、分収林事業の債務

返済計画について、最終契約終期の令和 49 年度における、県からの借入金残高と見込まれる 154 億円は返済可能なのか」との質問に対し、「大変厳しい状況であると認識しており、公社全体として然るべき収益を上げ、積立てに回すことで借入金残高が下がるよう努力していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 永瀬 秀樹



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「子育て支援について」及び「児童虐待防止対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「こどもの意見聴取について、県条例が制定されたことで更なる取組が必要であると考えているが、どう取り組んでいくのか。また、広く聴取した意見を県の施策に反映する際はこどもに軸足を置くべきだが、どのような仕組みで行っていくか」との質問に対し、「WEBアンケートでは多くのこどもの意見を聞くことができる一方、こどもと直接相対すると意見をより深掘りできることが分かった。今後、こうした特徴を踏まえ、こどもたちと対話する機会をより多く設けるなど、取組の充実を図りたい。また、意見の反映については、当事者であるこどもの目線を重視して受け止め、様々な施策に反映したい。こどもの意見聴取は今年度から本格的に始まったため、現在、仕組みを新たに作っている。引き続き、県の施策を検討する過程で、こどもの意見を反映する仕組みについて検討を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「こども食堂やフードパントリーは、虐待を疑われる児童の発見等の機能があると考えているが、主催者と児童虐待防止に係る情報共有や意見交換を行わないのか」との質問に対し、「こども食堂やフードパントリーは、こどもの見守りとしての機能が期待できるので、

地域における情報共有や意見交換をはじめとする連携はとても有益である。引き続き、こども食堂やフードパントリーの主催者も含め、地域の関係機関と連携協力し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 萩原 一寿



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「省力化支援について、具体的にどのような取組を採択し、どのような業種に補助金を交付したのか」との質問に対し、「建設業では、測量のためのレーザースキャナー、製造業では、モデリングのための 3DCAD の導入などを採択した。業種は、製造業や、建設業、飲食業などであった」との答弁がありました。

次に、「観光需要の取込について、FAM ツアーに参加したインフルエンサーとの関係構築による更なる波及など、SNS の仕組みを県としても調べ、広げていく必要があると思うがどうか」との質問に対し、「FAM ツアーで好評であったものは、物産観光協会の多言語 SNS で発信しており、それがどのような人々に反響があったのか分析をしている。更なる広がりのフォローをしっかりと行っていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 安 藤 友 貴



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「消防力の充実・強化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「機能別消防団について、現在どの程度の市町村で導入されているのか。また、市町村にどのように働き掛けているのか」との質問に対し、「戸田市、川口市をはじめ、20の団体が導入している。県では、企業と消防団を連携させる取組を実施しており、ほかの消防団にも積極的に働き掛けて横展開していきたい」との答弁がありました。

また、「消防の広域化の適正規模はどの程度だと考えているのか」との質問に対し、「県内を7ブロックに分けており、これが適正規模と考えている。また、県内六つの小規模消防本部を解消することも一つの目標であるため、小規模消防本部などに広域化の必要性について説明していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 細 田 善 則



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「スポーツの振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「スポーツに関する情報発信強化のため今年10月から公開されたアプリ『すぽったま!』の目標、現時点の利用状況や導入効果はどうか。また、今後の活用方法をどう考えているか」との質問に対し、「『すぽったま!』を県民に認知いただくことが重要と考えている。そこで、ユニークユーザー数の目標を、1年程度で県民の1%である約7万人としており、現在約4万人である。各チームからは非常に反響が大きいとの声を頂いている。今後は、スタジアム周辺の飲食店や観光地情報の追加、登録チーム数の拡大に加えて、どのページに関心があるかなど閲覧状況を分析し、目標の7万人を超えるよう取り組む」との答弁がありました。

次に、「オンラインボッチャという新たなパラスポーツがあるが、県としてどのように捉え、推進していくのか。また、来年2月に上尾市で開催予定のボッチャ交流大会にオンラインボッチャを取り入れることは検討しているのか」との質問に対し、「オンラインボッチャは、県としても進めているボッチャに、重度の身体障害者など、より多くの方が参加できるものであり、強力に進めていく。また、ボッチャ交流大会については、オンラインボッチャを取り扱っている事業者の都合等を確認しながら、可能な限り取り入れていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

令和6年12月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

議案の審議結果

12月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計62議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、12月20日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案 可決	認定	同意	合計
予 算		6			6
条 例		14			14
事 件		20	2	14	36
意 見 書		6			6
計		46	2	14	62

知 事 提 出 議 案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
95	令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	一般会計歳入歳出決算 予算現額 2兆3,270億4,501万9,772円 収入済額 2兆2,088億1,226万6,372円 支出済額 2兆1,667億8,013万9,523円 翌年度へ繰り越すべき財源 70億5,532万5,686円 実質収支額 349億7,680万1,163円 前年度実質収支額 408億4,258万9,415円 単年度収支額 △58億6,578万8,252円 特別会計歳入歳出決算 予算現額 1兆2,587億4,141万7,471円 収入済額 1兆2,470億2,706万5,018円 支出済額 1兆2,416億678万6,482円 翌年度へ繰り越すべき財源 2億1,215万4,512円 実質収支額 52億812万4,024円 前年度実質収支額 84億3,414万6,791円 単年度収支額 △32億2,602万2,767円	認 定
96	令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	令和5年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計決算 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計決算 令和5年度埼玉県地域整備事業会計決算 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計決算	認 定
121	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	歳入歳出補正予算額 9億5,707万2千円 累計額 2兆1,294億8,795万2千円 繰越明許費の補正 追加 17件 変更 23件 債務負担行為の補正 追加 26件 変更 11件	原案可決
122	令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出補正予算額 54億1,271万7千円 累計額 560億5,254万1千円	原案可決

123	令和6年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為の補正 追加 1件 変更 2件	原案可決
124	令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為の補正 追加 2件 変更 3件	原案可決
125	令和6年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	業務の予定量 補正予定量 △4億8,138万9千円 累計額 42億997万4千円 資本的収入及び支出 補正予定額 △4億8,138万9千円 累計額 47億1,688万9千円 継続費の補正 1件	原案可決
126	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給手数料の額を改定するとともに、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、大麻草採取栽培者免許手数料の額を改定等しようとするものである。	原案可決
127	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしようとするものである。	原案可決
128	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備をしようとするものである。	原案可決
129	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定めるとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止しようとするものである。	原案可決
130	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例	中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法と埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例における雨水流出抑制対策に対する目的の違いを明確化しようとするものである。	原案可決
131	特定都市河川浸水被害対策法施行条例	中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法の規定により設置する標識の基準を定めようとするものである。	原案可決
132	埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	工業用水道事業の健全な経営を図るため、工業用水道料金の額を改定しようとするものである。	原案可決
133	埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例	水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定しようとするものである。	原案可決

134	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	道路交通法等の一部改正に伴い、特定免許情報記録手数料等の額を定めるとともに保管場所標章の交付又は再交付の手数料の定めを廃止する等をしようとするものである。	原案可決
135	工事請負契約の締結について	工事名 埼玉県防災行政無線設備県庁統制局監視制御設備等再整備工事 施工箇所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号ほか245箇所 履行期限 令和8年3月31日 請負金額 22億8,470万円 請負業者 NEC ネットエスアイ株式会社ほか1社	原案可決
136	工事請負契約の締結について	工事名 河川改修(国補)工事(飯盛川排水機場増設部ポンプ設備製作・設置工) 施工箇所 一級河川飯盛川坂戸市大字小沼地内 履行期限 令和9年3月26日 請負金額 15億1,250万円 請負業者 株式会社荏原製作所	原案可決
137	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
138	当せん金付証票の発売について	公共事業等の費用の財源に充てるため、令和7年度中において発売する全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを発売しようとするものである。	原案可決
139	指定管理者の指定について	埼玉会館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
140	指定管理者の指定について	埼玉県立児童養護施設おおりの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
141	指定管理者の指定について	埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
142	指定管理者の指定について	埼玉県みどりの村の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
143	指定管理者の指定について	大宮公園の一部の区域の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
144	指定管理者の指定について	埼玉スタジアム2002公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
145	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
146	荒川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係13市町の負担額について	荒川右岸流域下水道の維持管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
147	中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について	中川流域下水道の維持管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
148	荒川左岸南部流域下水道の設置等に要する経費の関係5市町の負担額について	令和7年度から県が行う荒川左岸南部流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決

149	荒川左岸北部流域下水道の設置等に要する経費の関係5市の負担額について	令和7年度から県が行う荒川左岸北部流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
150	荒川右岸流域下水道の設置等に要する経費の関係13市町の負担額について	令和7年度から県が行う荒川右岸流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
151	中川流域下水道の設置等に要する経費の関係15市町の負担額について	令和7年度から県が行う中川流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
152	古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係2市の負担額について	令和7年度から県が行う古利根川流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
153	荒川上流流域下水道の設置等に要する経費の関係2市町の負担額について	令和7年度から県が行う荒川上流流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
154	市野川流域下水道の設置等に要する経費の関係3町の負担額について	令和7年度から県が行う市野川流域下水道の設置等に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
155	令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出補正予算額 累計額 66億4,482万2千円 2兆1,361億3,277万4千円	原案可決
156	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正をしようとするものである。	原案可決
157	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告に基づき、学校職員の給与の改定をするための改正をしようとするものである。	原案可決
158	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正をしようとするものである。	原案可決
159	埼玉県教育委員会委員の任命について	埼玉県教育委員会委員戸所弘の任期は、令和6年12月26日で満了となるが、後任として今井房子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
160	埼玉県収用委員会委員の任命について	埼玉県収用委員会委員中村達也の任期は、令和6年12月25日で満了となるが、後任として山崎祐史を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
161	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	埼玉県収用委員会予備委員に高松佳子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
162	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員小川優子の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び小川優子を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意

163	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員長嶺拓夫の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び長嶺拓夫を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
164	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員高坂祐顕の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び高坂祐顕を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
165	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員中野道王の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び中野道王を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
166	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員松浦宏昭の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び松浦宏昭を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
167	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員安部智子の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び安部智子を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
168	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員亀井美登里の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び亀井美登里を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
169	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に関口和正を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
170	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に岡本千代を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
171	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に高橋幸雄を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
172	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に小坂久仁子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意

議員提出議案（条例・意見書）

議第41号議案

埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、拉致問題等（北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題をいう。以下同じ。）の早期解決に向けた取組に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、拉致問題等の早期解決に向けた施策の基本となる事項について定めることにより、拉致問題等を風化させてはならないという決意の下、拉致問題等に関する理解の増進を図ることでその解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 拉致問題等の早期解決に向けた取組は、拉致問題等を風化させてはならず、拉致が二度と繰り返されてはならないという決意の下に行われなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が策定し、又は実施する拉致問題等の早期解決に向けた施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第四条 県民は、基本理念にのっとり、拉致問題等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第一百四十三号）第二条第一項第一号に掲げる被害者その他北朝鮮当局によって拉致されたことが疑われる者に関する情報を得たときは、速やかに、警察本部又は警察署に当該情報を提供するものとする。

（啓発）

第五条 県は、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等に関する啓発を積極的に行うものとする。

（北朝鮮人権侵害問題啓発週間）

第六条 県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第四条第二項に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（教育）

第七条 県は、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題等の風化の防止及び拉致問題等に関する理解の増進を図るため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校の設置者と連携し、学校の教職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（職員に対する研修）

第八条 知事は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 警察本部長は、警察職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第九条 県は、第五条から第八条までに規定する拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原案可決

議第 42 号議案

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。

二 求償権 保証協会が信用保証協会法第二十条第一項第一号の債務の保証をした場合において、そ

の保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

三 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。

五 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。
（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行う場合にあっては、あらかじめ知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画

二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条に規定する決定に基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

三 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項の規定による再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画又は同法第三十二条の二第三項の規定による特定支援決定を行った中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画

四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

五 産業競争力強化法第百三十五条第一項の中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う同項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この号において「中小機構」という。）が産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第二号の規定により中小機構が行う同法第百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

七 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

八 その他前各号に準ずるものとして知事が適当と認める事業の再生又は債務の弁済に関する計画
（意見聴取）

第四条 知事は、前条第一項の規定による申出があった場合は、中小企業者等の事業の再生その他必要な事項について専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（報告）

第五条 知事は、第三条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならない。

（委任）

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

不動産登記法第14条第 1 項に基づく登記所備付地図の早期集中的な整備を求める意見書

不動産登記法第14条第 1 項は、各登記所には土地の位置及び区画を明確に表す地図（以下「登記所備付地図」という。）を備え付けなければならないとしている。

また、同条第 4 項では、この登記所備付地図が整備されるまでの代替措置として、当該地図に準ずる図面を備え付けることができるとしており、いわゆる公図が用いられている。しかし、公図は明治時代に作成されたものが多く、当時の測量技術が低かったことなどから、現況と大きく異なる場合がある。

災害発生時の復旧・復興作業や公共事業の円滑化・迅速化に大きな役割を果たし、適切な課税やまちづくり、不動産流通の観点からも重要である登記所備付地図は、昭和26年に制定された国土調査法に基づく地籍調査により整備が進められてきた。

しかし、令和 5 年度末の進捗率は、国有林等を除いた要調査面積の53%にとどまっており、土地所有者等の探索や筆界の確認に時間を要すること、調査の実施を担う市町村における人材が不足していること、事業費の制約といった課題がある。

このような中、現地立合いの負担軽減や測量作業の効率化に資するものとして、レーザ光や衛星測位システムを用いた航空レーザ測量等による「リモートセンシングデータ」の活用が挙げられるが、その活用の範囲は、測量制度の向上により、従来の対象である山村部に加えて、今年度からは農用地にも拡大された。

また、法務省は、登記官による助言など市町村の地籍調査への協力を行っており、困難度の高い地図混乱地域においては地図作成事業を実施している。

登記所備付地図の重要性に鑑みれば、これらの取組みの更なる推進も含め、国による課題への対応により、整備を加速させることは不可欠である。

よって、国においては、全国の登記所備付地図を早期に整備するための具体的な工程を示すとともに、リモートセンシングデータの活用推進や市町村への更なる支援、事業費の確保など地籍調査の強化の推進や、地図作成事業対象区域の大幅な拡充を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年12月20日

埼 玉 県 議 会 議 長

衆	議	院	議	長	}	様		
参	議	院	議	長				
内	閣	総	理	大			臣	
総		務		大			臣	
法		務		大			臣	
財		務		大			臣	
国	土	交	通	大			臣	
国	土	強	靱	化	担	当	大	臣

原案可決

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府が昨年 3 月に発表した調査によると、全国の 15 歳から 64 歳までの年齢層において、50 人に 1 人程度がひきこもり状態にあると考えられており、全国のひきこもり当事者の数は約 146 万人と推計されている。

このうち、ひきこもり状態になってから 7 年以上の者は約 2 割に上る。不登校からの持ち上がりなど本人の努力だけでは状況の改善が難しい当事者が増えているとの切実な声が上がっており、ひきこもり

の長期化によって、心身の健康に深刻な影響が生じ、社会生活の再開がより困難になることが懸念されている。

更に、この調査における40歳から64歳の年齢層の当事者は約85万人を占めており、本人の生活を支えてきた親も高齢となり、病気や要介護状態をきっかけに、一家が生活困窮に陥り社会的に孤立する「8050問題」や、親が亡くなった後の当事者への支援などが大きな課題となっている。

ひきこもり状態になったきっかけは、退職、感染症の流行、健康問題、不登校、人間関係、介護・看護など様々であり、それぞれがおかれた事情も異なることから、支援は当事者の意思を十分に尊重して行われるべきであり、障害や疾病の有無にかかわらず、誰もが適切な支援を安心して受けられる体制の整備が求められている。

本県では令和4年3月に埼玉県ひきこもり支援に関する条例を制定し、市町村や民間支援団体等と相互に連携を図りながら、民間支援団体等による伴走型の支援の推進などひきこもり支援に関する施策を総合的に実施しているが、この問題は国と地方自治体が連携して支援の充実を図る必要があり、国において、ひきこもりを社会的な課題として位置付け、支援に係る基本的な方向性を定めるとともに、関係する制度や政策を体系化することが重要である。

よって、国においては、ひきこもり支援に関する施策を総合的に推進するための基本法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会 議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官 共生・共助担当大臣	

原案可決

議第45号議案

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、たばこなどの有害物質に起因する肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主な症状として緩やかに呼吸障害が進行する疾患である。

厚生労働省の調査では全国のCOPDによる死亡者は約1万7千人に上り、身体活動性の低下によってフレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大することや、循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど他の疾患との関連性も指摘されている。厚生労働省では、健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である疾患としてCOPDを位置付けている。

また、有識者による「日本COPD疫学研究（NICE study）」によれば、国内のCOPD患者は約530万人と推定されているが、そのうち9割以上は適切な治療を受けていないと考えられている。

このため、COPDの早期受診や早期治療への取組みを強化することは重要である。

よって、国においては、COPDの潜在的な患者に対し、重症化等を予防するための適切な対応を行うため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 医療機関でCOPDを診断するスパイロメーターの配備や、使用方法に係る研修等の実施、画像検査とプログラム医療機器を用いて肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発・普及など、地域におけるCOPDの検査体制を強化すること。
- 2 受診勧奨に係るインセンティブ制度の構築、重症化や増悪を抑えるためのインフルエンザワクチン

や肺炎球菌ワクチンの積極的活用に向けた検討の促進、新規治療薬開発のサポート体制の充実など受診勧奨対策や重症化予防対策を推進すること。

- 3 かかりつけ医からの的確な診断や保健指導等による予防対策を強化するとともに、COPDに対する認知度やヘルスリテラシーの向上のために地方自治体が行う普及啓発活動について財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会議長

衆議院議長	様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	

原案可決

議第46号議案

特別支援学校における過密解消に係る財政的措置の更なる充実を求める意見書

令和5年度学校基本調査によると、全国の特別支援学校の在学者数は過去最多の約15万1千人である。本県においても、令和5年の在学者数は過去最多の8,801人であり、このうち知的障害特別支援学校では7,200人と10年間で約4割増加している。

児童生徒の増により、知的障害特別支援学校をはじめ特別支援学校では過密状態となっており、一つの教室を間仕切りして複数のクラスで使用したり、理科室や美術室などの特別教室を普通教室に転換したりするなど、教育環境として深刻な状況が生じている。

本県では、平成19年の特別支援学校制度の創設以来、知的障害特別支援学校を22校設置するとともに、既存知的障害特別支援学校の校舎の増築などの環境整備に取り組んでいるが、児童生徒の増加は著しく、過密状態の解消には至っていない。

国では、在学者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法に基づき、令和3年9月に特別支援学校設置基準を公布し、学校の設置に必要な最低限の基準を示すとともに、既存の学校についても施設や設備の水準を向上させる努力義務を課した。また、既存施設を活用した特別支援学校の改修について、時限的な国庫補助率の引き上げを行っている。

しかし、特別支援学校の設置や運営に係る財政的負担は極めて大きく、今後も児童生徒の増が見込まれる中で過密状況を計画的に解消するためには、新設や増築、既存施設の改修といった施設整備に係る財政上の措置の拡充や、備品購入に係る補助の新設など施策の強化は不可欠である。

よって、国においては、過密状況の解消のために、特別支援学校の設置・運営に係る財政的措置の更なる充実を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会議長

衆議院議長	様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
子ども政策担当大臣	

議第 47 号議案

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書

昨年 10 月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合に 3 年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきたが、本県議会では、昨年 7 月、制度の円滑な導入のため、支援策の一層の強化や、問題が生じた場合は制度を見直すことなどを求める意見書を提出した。

制度導入から 1 年が経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出してきている。さらに、本県議会が要求した負担軽減策も不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や県内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっている。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

埼玉県議会 議長

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		
経済財政政策担当大臣		

原案可決

議第 48 号議案

教員の長時間勤務の解消や抜本的な処遇改善等を求める意見書

文部科学省の教員勤務実態調査（令和 4 年度）によれば、1 週間の勤務時間がいわゆる過労死ライン

に相当する60時間を超える教員は中学校で約37%、小学校で約14%と全職種平均の約9%を大きく上回り、教員一日当たりの平日の在校等時間は、ほとんどの職種で10時間を超える状況にある。

学校が対応する課題が複雑化・困難化するとともに、少子化や情報化といった家庭や地域をめぐる状況の変化、保護者や地域からの期待の高まりなどによって、教員の業務は増大している。

現在、大量採用された世代の退職や、若手教員の増加に伴う産前産後休業・育児休業取得者の増等によって教員不足が生じており、また、全国の公立学校における令和5年度採用選考の倍率は全試験区分計で3.4倍と過去最低となるなど、人材不足は憂慮すべき状況にある。

本年8月の中央教育審議会の答申では、教職調整額を現在の4%から少なくとも10%以上とすることが必要であるとしているが、現在の勤務実態や業務負担に見合うよう抜本的に処遇を改め、教員を取り巻く状況を改善することで、教職の魅力を高め志望者を増やしていくことは、教育の質の確保に不可欠である。

よって、国においては、教員の長時間勤務の解消や抜本的な処遇改善等に向け、下記の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 教員の負担軽減や学校の指導・運営体制の強化のため、地域や学校の実情等に応じた加配定数の充実や、教員業務支援員等の配置に係る支援の拡充を行うこと。併せて、専門的人材の有効活用にも資する部活動の外部指導者の更なる活用のため支援を強化すること。
- 2 教職の魅力を高め、優れた人材を確保するため、現在の勤務実態や業務負担を踏まえ給与を大幅に引き上げていくなど教員の処遇を抜本的に改善すること。
- 3 上記1及び2とともに、教員の確保・拡充に係る地方自治体が行う施策に対して、財政的措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

原案可決

請 願 の 審 査 結 果

令和6年12月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

委 員 会 名	継続 分	新規 分	合計	審 査 結 果									摘 要
				採択	趣旨 採択	執行部への送付		不 採択	継続 審査	返戻	審議 未了	合計	
						(要)	(否)						
議 会 運 営													
企 画 財 政													
総務県民生活		4	4					3	1			4	
環 境 農 林													
福祉保健医療													
産業労働企業		2	2					2				2	
県土都市整備													
文 化 教 育		1	1					1				1	
警察危機管理防災													
合 計		7	7					6	1			7	

総務県民生活委員会（新規分）

議請番号	件 名	請 願 者	審査結果
5	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	埼玉私学助成をすすめる会 代表 宮野 恭子 ほか20,146人	不 採 択
6	再審法の改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書提出を求める請願	日本国民救援会埼玉県本部 事務局長 小林 敏亮	不 採 択
7	国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願書	消費税の廃止を求める埼玉連絡会 代表幹事 岩瀬 晃司 ほか440人	継続審査
8	国に対し「消費税率を5%に引き下げる意見書」の提出を求める請願書	消費税の廃止を求める埼玉連絡会 代表幹事 岩瀬 晃司 ほか461人	不 採 択

産業労働企業委員会（新規分）

議請番号	件 名	請 願 者	審査結果
9	女性など家族専従者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願	埼玉県商工団体連合会婦人部協議会 会長 五十嵐 美恵子 ほか70団体 1,339人	不 採 択
10	県内 業者婦人の声をどうぞ国に届けて「国連女性差別撤廃委員会勧告」を受け所得税法第56条廃止を求める請願	個人	不 採 択

文教委員会（新規分）

議請番号	件 名	請 願 者	審査結果
4	2024年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願	ゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名実行委員会 代表 小野 知二 ほか27,851人	不 採 択

陳 情 受 付 状 況

番号	受付年月日	件 名	陳 情 者
18	6.10.21	「無料低額宿泊所」開設計画の中止を求める陳情書	新座市東北2-25-10 学校法人 かきの木学園 かきの木幼稚園 園長 川井 直子 他31名
19	6.10.21	「無料低額宿泊所」開設計画の中止を求める陳情書	朝霞市根岸台 7-2-6 東上地区私立幼稚園協会 会長 鈴木 甚一
21	6.11.7	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	東京都新宿区西新宿3丁目3番13号 西新宿水間ビル 6 階 一般社団法人 中国における臓器移植を考える会 代表 丸山 治章
22	6.11.15	終活支援事業優良事業者認証事業への取組に関する陳情	個人
23	6.11.28	新座市東北2丁目かきの木幼稚園 隣 「無料低額宿泊所」開設計画の中止を求める陳情書	新座市東北 2-25-10 新座市東北町内の子どもと教育・環境を守る会 会長 神谷 富宏 他 1087 名
24	6.12.2	「埼玉県特別支援教育推進計画」（以下、「推進計画」）に続く新たな計画の策定等について	さいたま市浦和区高砂 3-12-24 埼玉県の特別支援学校の「教室不足」を考える会 会長 白井 道代
25	6.12.2	クルド人問題について	個人

閉会中における特定事件一覧表

(令和6年12月定例会)

(議会運営委員会) 1 2月定例会会期予定について 2 2月定例会の質疑質問について 3 議会に関する条例、規則に関する ことに について 4 特別委員会の設置及び変更に関 することについて 5 委員の選任及び所属変更に関す ることについて 6 執行機関の附属機関等の委員の 推薦について 7 報道機関の取材に関することに ついて 8 その他議会運営に関することに ついて	(環境農林委員会) 1 環境保全対策の推進について 2 廃棄物対策について 3 自然の保護及び緑化対策について 4 地球環境の保全の推進について 5 農林水産業の振興について 6 農林水産物の価格安定及び流通 機構の整備について 7 農林水産物の品質及び安全性の 確保について 8 農林災害対策について 9 農村の生活環境の整備について 10 農林水産業関係団体の指導につ いて 11 試験研究機関の整備について	(県土都市整備委員会) 1 道路事業の推進について 2 河川事業の推進について 3 ダム及び砂防事業の推進について 4 公共用地の取得及び管理について 5 建設工事の管理について 6 都市計画行政の推進について 7 公園の整備及び管理について 8 土地取引の適正化について 9 建築行政の推進について 10 住宅行政の推進について 11 営繕事業の実施状況について 12 さいたま新都心の整備について 13 下水道の整備及び管理について
(企画財政委員会) 1 県行政の総合的企画及び調整に ついて 2 歳入の確保について 3 行政改革の総合的な推進について 4 行政組織及び定数管理について 5 情報化の推進について 6 地方分権の推進について 7 市町村行財政の充実について 8 地域の総合的な整備の推進につ いて 9 土地及び水政策の総合的な推進 について 10 交通政策の推進について 11 公金の出納・保管状況について	(福祉保健医療委員会) 1 社会福祉施設の整備拡充について 2 社会保障制度の充実について 3 児童福祉の推進について 4 高齢者福祉の推進について 5 障害者福祉の推進について 6 健康の保持・増進体制の充実につ いて 7 疾病の予防・治療対策の推進に ついて 8 地域医療体制の整備拡充について 9 環境衛生・食品衛生の推進につ いて 10 医薬品などの安全対策の推進に ついて	(文教委員会) 1 義務教育の充実について 2 高等学校教育の充実について 3 特別支援教育の充実について 4 生涯学習の推進について 5 学校保健教育・体育の充実につ いて 6 文化の振興と文化財の保護につ いて 7 人権を尊重する教育の推進につ いて 8 国際理解教育の推進について 9 情報教育の推進について 10 環境教育の推進について
(総務県民生活委員会) 1 職員の待遇改善について 2 情報公開制度の施行状況について 3 政治倫理について 4 私学の振興について 5 県税に関するることについて 6 県有財産の管理状況について 7 入札・契約制度について 8 県営競技事業の施行状況について 9 広聴広報について 10 NPO活動及びコミュニティ活 動の推進について 11 人権施策の推進について 12 男女共同参画の推進について 13 県民文化の推進について 14 国際交流の推進について 15 青少年対策について 16 スポーツの振興について 17 消費生活の安定・向上について 18 交通安全対策について 19 防犯のまちづくりの推進について	(産業労働企業委員会) 1 労働条件の向上及び労働福祉施 策の充実について 2 労使関係の安定確立対策について 3 職業能力開発体制の整備拡充に ついて 4 雇用対策の推進について 5 商工業の振興について 6 中小企業金融対策について 7 産地産業の振興について 8 観光資源の利用促進について 9 商工関係団体の指導について 10 試験研究機関の整備について 11 科学技術の振興について 12 工業用水道事業の実施状況につ いて 13 水道用水供給事業の実施状況に ついて 14 地域整備事業の実施状況について	(警察危機管理防災委員会) 1 警察行政の総合的企画及び調整 について 2 警察官定員の増加と待遇改善に ついて 3 警察施設の整備と管理運営につ いて 4 生活安全活動体制の充実について 5 地域活動体制の充実について 6 刑事警察の強化について 7 交通安全施設の整備及び交通指 導取締りに ついて 8 消防及び防災の強化について 9 危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

〔目 次〕

〔 視 察 〕	頁
議会運営委員会	47
常任委員会	
企 画 財 政	48
総 務 県 民 生 活	50
環 境 農 林	51
福 祉 保 健 医 療	53
産 業 労 働 企 業	54
県 土 都 市 整 備	56
文 教	57
警察危機管理防災	58
特別委員会	61
図書室委員会	62
〔 議事堂内委員会 〕	
決 算	63

〔 視 察 〕

議会運営委員会

1 調査日 令和6年10月21日（月）

2 調査先

- (1) 立川市議会（東京都立川市）
- (2) 川崎市議会（神奈川県川崎市）

3 調査の概要

(1) 立川市議会

（議会運営について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 議会改革を推進するとともに、県民と直接接する機会を作るなど、開かれた議会づくりを推進する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 立川市議会では、定例会ごとに議会改革特別委員会を開催し、そこでの議論を踏まえて議会基本条例の制定や第三者評価委員会による評価、反問権の導入・実施などを行っている。
- また、開かれた議会に係る取組として、市民との意見交換会を議員が進行する形で開催しているほか、本会議における傍聴届の廃止や委員会のインターネット中継を行っている。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 議会改革特別委員会を平成23年度から設置し、意見交換会を年1回実施するようにしたほか、議会基本条例を制定し、またこの条例に従った活動ができているのかを検証するため、大学教授等で構成される第三者評価委員会にかけ評価を行っている。このほかにも、反問権を試行で開始したほか、議会基本条例の検証等に関する実施要領を制定している。

- また、議会運営委員会においても、平成26年度からのタブレット端末の導入や傍聴届の廃止、常任・特別委員会のインターネット中継を開始すること等を協議・決定している。

- 反問権の取扱いについては、実施要領により市長をはじめとする答弁者が議員からの質問において、その背景や根拠を確認する場合に行うことができると定められている。令和2年から試行されていたが、令和5年度に初めてPFA Sに関する土壌調査についての質問の際に行われた。

- 今後の議会改革については、政策立案機能を充実させるため、委員会による所管事務調査について力を入れて取り組んでいくとのことであった。

- 意見交換会の開催については、平成24年度の開始依頼、参加形態や参加する市民について、PTA連合会を参加者にするなど様々な試みを行いつつ実施してきており、令和5年度からは常任委員会ごとに開催し、要望書を取りまとめて市長へ提出する方式へと変更した。令和6年度の実施については、所管事務調査の一環として実施することを予定しており、より一層議会からの政策提案機能の充実を図っていくとのことであった。

- このほか、意見書・決議案の調整についてや電子表決システムの導入、議会運営全般に関して詳細な説明を受けた。

(2) 川崎市議会

（議会運営について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 今年度から新たな番組として「各会派代表者討論会」を収録・放映することが決まっている。こうした中で、地元放送局と連携して「座談会」の放映を既に行っている川崎市議会の取組を視察し、本県の参考とする。また、市役所新庁舎整備事業の推進に当たっての議会としての取組を視察し、本県の参考とする。

■ 視察先の概要と特色

- 川崎市議会では、テレビ放送を通じて議会活動を広く市民に向けて紹介し、議会活動への関

心を高めることを目的として「川崎市議会座談会予算の審議を前に」を放映している。各会派の代表者が出演し、新年度予算についての意見交換を行っている様子を収録し、毎年第1回定例会の代表質問前夜に1時間番組としてテレビ神奈川での放映を行っている。

- 令和2年度から本庁舎建替え工事を開始し、昨年度竣工した25階建ての免振構造となっている。新庁舎の中には、授乳室や親子傍聴席、電子表決システムといった機能を備えた本会議場の整備を行った。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 座談会については、各会派の代表者5人が新年度当初予算について、全体的な評価や会派として注目している事業について議論を行っている様子を放映することにより、市民へ広く各会派としての考えを周知している。
- 新庁舎の整備に当たり、特別委員会は設置せず、各会派代表による団長会議によって議会としての意見を集約して執行部へ伝えることで、議会側の意見を反映させる手法をとった。
- このほか、一般質問の質問者数の調整など、議会運営全般に関して詳細な説明を受けた。

■ 質疑応答

- Q 座談会について、当初予算以外のテーマについても扱ったことはあるのか。
- A 基本的には当初予算についての意見交換を行っている。
- Q 番組の放送により市民には具体的にどのような影響が及んでいると考えているのか。また、撮影の前には事務局とどのような調整を行っているのか。
- A 各会派において、翌年度当初予算の中で重視している点が市民に伝わりやすい番組になっていると考えている。放送後に行われる代表質問の内容に沿ったものとなるよう、事務局とも事前に調整を行っている。
- Q 予算措置としてはどの程度か。



川崎市議会にて

A 当初予算としては約380万円程度の金額を積んでいる。

Q 再放送は行っていないのか。

A テレビ放送としては1回のみだが、YouTubeにもアップしており、随時視聴することは可能である。

企画財政委員会

1 調査日 令和6年11月18日(月)～19日(火)

2 調査先

- (1) やまぐちDX推進拠点Y-BASE (山口県)
- (2) Aスクエア (山口県)

3 調査の概要

- (1) やまぐちDX推進拠点Y-BASE (DXの推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 少子高齢化や頻発する災害など複雑化する社会課題を解決するために、デジタル技術を活用した社会変革の実現が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 山口県は、県政の幅広い分野でのデジタル改革を強力に推進し、地域課題の解決と新たな価値の創造に向けた山口県ならではのDX、「やまぐちDX」の創出に向けた核となる施設として、同施設を令和3年11月に開設した。
- 生成AIなどを活用したデモ展示で最新のデジタル技術の体感、オンラインを含めた専門スタッフによるDXの相談、技術やアイデアの実証サポート、各種セミナーやイベントを通じたDXの学習や交流等のサービスを提供している。
- 宇部市に「宇部ランチ」、防府市に「防府サテライト」を開設し、Y-BASEのサテライト機能の構築を進めている。

[調査目的]

■ 聞き取り事項

- Y-BASEで開催するイベントやセミナーを通じて、DXをサポートするためのシステム環境を見学してもらうなど、施設を周知したところ、最近ではコンサルティングの利用が多く、相談を受けることができる機関として定着した。
- 様々な業種、企業規模の事業者や自治体から、業務改善や人手不足などの相談を受けており、昨年度は、年間200件ほどの相談を受けた。相談者ごとに業務の流れや課題を全て聞き出して、予算状況などを考慮しながらトライアルを重ね、技術の導入やパートナーのマッチン

グなど伴走型の支援を実施している。

- これまでの事例として、料亭での予約システムの導入や、観光用レンタカー事業者に対して「デジタルキー」の実装提案などがある。また、自治体に対しては、人流データの活用やデータの可視化などの支援を行っており、今年度は、教育委員会から施設点検のデジタル化の相談を受けており、実証実験を進めている。

■ 質疑応答

Q 山口県外の企業との連携はあるのか。

A 施設の運営費を山口県が負担していることから、コンサルティングは県内事業者に限るが、このほかに、官民デジタルコミュニティ「デジタルテックforYAMAGUCHI」を構築している。ここでは、県外の個人や事業者を含めた様々な会員が連携し、地域の課題解決のための共創プロジェクト等を実施している。

Q 成功した事例の横展開についてどのように考えているのか。

A 事例の横展開は非常に意識している。相談者ごとに状況が異なり、それを見極める必要があるが、同じ業種業界では共通する課題も多い。パッケージ提案するなど工夫をしていきたい。

Q 民間のコンサルティングとの違いは何か。

A 中小企業はDXコンサルティングを受けられる機会が少ない。また、民間は特定の分野に特化していることが多い。当然、無料で利用できるなど費用面の部分も大きい。先端技術を含めあらゆる分野において幅広い対応ができることが強みである。

(2) Aスクエア

(公共施設のアセットマネジメントについて)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 厳しい財政状況の中、人口急増期に建設された公共施設が更新の時期を迎えており、公共施設へのアセットマネジメントの取組が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 山陽小野田市は、所有する築40年となる商工センターの再整備に際し、近接地で築60年となる店舗の建替えを検討していた山口銀行と商工センター内に事務所を構える小野田商工会議所を加えた3者で協議を開始した。
- 再整備には、単なる複合施設ではなく、地域の課題解決に資する拠点開発を行いエリア内に波及させていくことを共通認識として、国内で初めてLABV(*)による手法を採用した。

*Local Asset Backed Vehicleの略、官民協働開発事業体

- 商工センター跡地には、市、小野田商工会議所、山口銀行の施設再整備に加えて、山口東京理科大学の学生寮、交流広場、民間テナント等を合わせた複合施設「Aスクエア」を整備し、令和6年3月竣工した。

- このプロジェクトは、「2022年度地方創生SDGsの達成に向けた官民連携取組事例」において、最上位の賞である「内閣府地方創生推進事務局長賞」を受賞した。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- LABVとは、自治体が公有地を現物出資し、民間事業者が資金出資して作った事業体が、公共施設と民間収益施設を複合的に整備する手法である。同市のLABVプロジェクトは、Aスクエアを中心にした半径1km圏内の4つの公有地等を対象とした公共施設と民間収益施設を組み合わせたエリアマネジメントとしている。

- 市側は、民間が建設するので大きなコストダウンとなる。一方、民間側も土地が現物出資であるため土地分の事業費を見なくてよいことから、双方に資金面のメリットがある。また、従来のPPPのような官と民の主従関係の契約によるものではなく、官と民が一緒になって公共性を定義し、パートナーシップに委ねるまちづくりは、今後の検証が必要になるが、大きな特徴であり、メリットになりうるものである。

- 事業構想において、Aスクエアの整備に当たってはPFI的な仕様書を定めたが、民間の参画の関心を高めるため、残りの3か所の開発計画は、今後の提案を踏まえて検討するといった内容で募集要領を定めた。行政側にとっては大きなチャレンジであった。

■ 質疑応答

Q 国内で失敗した事例もある中で、成功したポイントは何か。

A プロジェクト関係者が、構想段階から同じベクトルで進めたことや国からの支援も大きかったが、ファイナンス（山口フィナンシャルグループ）の存在が非常に大きかった。事業費のほとんどに融資が入っているが、大学の寮においては、大学側が空室保証をするなどリスクを低減するための工夫がある。

Q 次の開発計画において、市はどのような構想があるのか。

A 今年度プランニングをしているが、DXを活用したコワーキングスペースやインキュベーション施設、また、山口東京理科大学にはデータサイエンス学科があり、デジタルに優れた企業

もあることからデジタルに関連した施設を検討している。



Aスクエアにて

総務県民生活委員会

1 調査日 令和6年11月18日(月)～19日(火)

2 調査先

- (1) コクヨ株式会社東京品川オフィス(東京都)
- (2) 水戸芸術館(茨城県)

3 調査の概要

- (1) コクヨ株式会社東京品川オフィス
(働き方改革の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 人材確保や健康経営の視点、DX化によるオフィスの意義や県民サービスの変化等を踏まえた上で、職員の新しい働き方や執務環境の在り方を検討する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同社では、自分らしい働き方・学び方・暮らし方のバランスが整っている状態を「Life Based Working」と定義付け、活き活きと働き、学ぶ人が増えていく社会の実現を目指している。
- また、ワークスタイルを提案する企業として、社員向けに多様な働き方を実践するとともに、一人一人が自らの可能性を高め、豊かなキャリアを形成できるよう環境を整備している。

[調査目的]

■ 聞き取り事項

- 東京品川オフィスでは、職員の健康、多様な能力の発揮、コミュニケーションによるチーム力の向上等を実現するための取組として、業務に応じて社員自身が働く場所や時間を選択できるABW(Activity Based Working)を導入している。
- ABWを効果的に実践するための取組として、コワーキングスペースやカフェ、オンラインなど、自宅やオフィス以外でも多くの場所を

働く場所として認めている。オフィスは、フロア毎にコンセプトを設定して整備しており、例えば遮音ブースなど高・集中環境が整備された「はかどる」フロアや、リラクゼーション環境が整備された「整う」フロアなどがある。

- 社員は、仕事の内容や目的に合わせて自ら選んだ場所やフロアで働くことができ、作業効率の向上やストレス軽減につながっている。
- さらに、週4～5日出社するオフィス中心タイプ、週2～3日出社するバランスタイプ、週1日程度出社する在宅中心タイプの3パターンの選択肢があるハイブリットワークを推進しており、社員は上司と相談の上、本人やチームにとって最適な働き方を選択できるようになっている。

■ 質疑応答

Q フロアを機能別に分けることで社員がオフィスの中で自由に仕事をしているように見受けられるが、業務全体の統括や進行管理はどうしているのか。

A 社員に任せきりにするのではなく、伴走型マネジメントを実施しており、月に1度、1対1の面談を実施している。面談の場において、業務の進捗状況に加え、困りごとの相談を受けるなどして進行管理をしている。

Q 職場環境や働き方に関する意見・要望等を社員からどのように吸い上げているのか。

A 重要度や満足度のアンケートを毎年実施しており、オフィスの改修やルールの変更により、社員が認識している課題や不満足を減らす取組をしている。また最近では、チームの状況についてもアンケートを取っており、上司と部下とで現状認識の乖離がないか、業務の進捗に遅れや問題はないかなどを確認し、チームの課題などを洗い出す取組をしている。



コクヨ株式会社東京品川オフィスにて

(2) 水戸芸術館
(文化芸術の振興について)
[調査目的]

■ 本県の課題

- 文化芸術をまちづくりや教育に結び付け、地域社会の活力創出につなげるとともに、多彩な文化芸術活動に参加しやすい環境を整備する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 水戸市芸術振興財団が管理・運営している水戸芸術館は、水戸市制100周年を記念する高さ100mの塔をシンボルとし、コンサートホール、劇場、現代美術ギャラリーの三つの専用空間を有する複合文化施設である。
- 音楽・演劇・美術を身近に感じるための公演や展示、創作体験などの学びの場を提供しており、また地域にゆかりのある公演やアートを紹介したイベント等、地域と文化芸術とのつながりを構築している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同館では基本的に貸館事業を行っておらず、音楽・演劇・美術の各部門が、コンサートホール、劇場、現代美術ギャラリーの各専用空間を最大限に活用し、自主企画によるイベントを数多く制作・展開している。
- 音楽部門では、三つの専属楽団や地域の音楽家による演奏会のほか、0歳から参加できる小型パイプオルガンの音楽会や地元の愛好家を対象とした合唱セミナー等、音楽を体験し学びを深めることができる多様な取組を実施している。
- 演劇部門では、古今東西の名作やミュージカル、伝統芸能まで多彩な演目を上演するほか、小・中学生を対象にした、歌やダンス、演技をプロから学べるミュージカルスクールや各種ワークショップ等、演劇の魅力を身近に体験できる様々な教育プログラムを実施している。
- 美術部門では、現代社会や美術の動向に応じた展覧会の企画・制作のほか、工作ワークショップとスポーツが融合した市民参加型イベント等、地域連携プロジェクトを実施している。

■ 質疑応答

Q 特に子供に対して、文化芸術に興味・関心を持ってもらうために、どのような取組をしているのか。

A 市内、周辺市町村の小・中学生をコンサートホールや市民体育館に招いて演奏会を実施している。コロナ禍では、学校訪問コンサートとして、室内管弦楽団が小・中学校を訪問して演奏

会を行っていた。令和3年度からは、現代美術を通して子供たちの発想力を養うための取組として、作家を引き連れて学校訪問を行うアートプログラムを実施している。

Q 美術史の中で「近代美術」ではなく「現代美術」を取り扱う理由は何か。

A 近隣に茨城県近代美術館があることが理由の一つではあるが、文化芸術を創造し、支える人材を充実させるためには、現代を生きる芸術家の育成や支援が必要であると考えたためである。

環境農林委員会

1 調査日 令和6年11月13日(水)

2 調査先

- (1) IHミートパッカー株式会社東京ミートセンター(越谷市)
- (2) ASTRA FOOD PLAN 株式会社(富士見市)

3 調査の概要

- (1) IHミートパッカー株式会社東京ミートセンター

(食肉の輸出推進に関する取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 世界では、日本食に対する関心の高まり等を背景に、国産畜産物の輸出拡大の機運が高まっており、輸出量の増加は畜産経営の安定に寄与することから、海外市場の開拓に取り組むことは重要である。

■ 視察先の概要と特色

- ISO22000(食品安全マネジメントシステム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を取得し、産地と消費者を結ぶ食肉加工処理施設として、牛・豚のカット・出荷までを行い、安全・安心で高品質な商品を提供している。
- 輸出食肉認定施設として、国内のみならず、需要が高まる海外に対してもグループの海外拠点と連携し、食肉を提供している。グループとしては、輸出業務専任部局の設置などにより輸出を強化し、輸出事業は20年近い事業継続において、食肉事業の一翼を担うまでに成長している。

[調査目的]

■ 聞き取り事項

- 同社において、かつては、食肉加工時の整形状態はほとんど一般規格だったが、量販店の人手不足などの理由から、現在は、生産現場にお

いて生産性や歩留りを意識しながら小割で対応することが多くなっている。

- 現在は、台湾、シンガポール、ベトナム、タイに向けて、主に和牛を輸出している。青森県十和田市にある事業所（十和田ビーフプラント）でも対米も意識した高レベルな輸出認証の取得に向けて取り組んでおり、今後は十和田ビーフプラントと東京ミートセンターの二本立てで輸出に注力していく予定である。
- 行政の輸出拡大支援事業である、生産者・食肉加工施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る畜産コンソーシアム事業にも参加し、輸出拡大に取り組んでいる。
- 輸出促進に向けた課題として、輸出認可を持つ施設を増やすことや輸出受入国を増やすことが挙げられる。

■ 質疑応答

Q 食肉の輸出において、衛生証明の手続や書類が膨大な点が課題と言われているが、影響はあるか。

A 人手や労働時間、発行までの時間的制約、書面原本でのやり取りなどの問題がある。国ではこの課題解決に向けて電子化の取組を進めているところだが、相手国との二国間交渉によるところである。実現すれば飛躍的に輸出拡大の一助となる。

Q 国内では国産牛、和牛、交雑牛などの定義があるが、輸出の際もその定義で対応するのか。

A 相手方の意向に応じて、定義どおりに輸出している。海外でどのネーミングを使用するかどうかは相手方次第であり、「日本産和牛」や「銘柄牛の名前」を使用している場合などがある。

(2) ASTRA FOOD PLAN 株式会社 (食のサーキュラーエコノミーに関する取組について)

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- フードロスの問題を解決し、持続可能な社会を築くため、資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動（サーキュラーエコノミー）の推進は重要である。

■ 視察先の概要と特色

- 過熱水蒸気技術を用いた食品乾燥装置を開発、販売、レンタルしているフードテックベンチャーである。同装置は、高い生産効率を実現し、従来、コストの問題で有効活用できなかった食品工場で発生する野菜類の端材や規格外品などの未利用農作物等を付加価値の高い食品

パウダーにアップサイクルすることが可能である。

- 産官学で連携し、食品パウダーの成分分析や用途開発・販売、学校給食での提供、食育プログラムの実施などに取り組み、ステーキホルダーを増やししながら食の循環モデルの確立を目指している。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 一般的にフードロスとは製品の売れ残りや食べ残しを指すが、そのロス以上に食品工場でのトリミングで発生する端材や規格外農作物、飲料工場で発生する飲料残さなどは廃棄されており、これを「かくれフードロス」と名付け、その削減とアップサイクルに取り組んでいる。
- こうしたSDGsの切り口はメディア露出、資金調達、受賞などにも有効である。
- 同社が開発した過熱蒸煎機は、熱風乾燥機に比べ短時間で乾燥が可能であり、色・風味・栄養価の低減を最小限に抑えることで、高品質なパウダーを実現している。
- 事業者への装置導入に当たっては、同装置で製造したパウダーが美味しいだけでは足りず、販路開拓や用途開発など、新たな市場を創出することが命題となっている。
- 同装置で製造したパウダーは「ぐるりこ」という名前で販売しており、様々な加工食品にぐるりこマークが印字され、消費者からリサイクルフードであるという認知をしてもらって選んでもらうことを目指している。

■ 質疑応答

Q 同装置は海外でも売れると思うが、どうか。

A 売れると思う。ただ、海外では、かくれフードロスではなく、食材を丸ごと利用して安価なパウダーが製造され、それが輸入されてくる懸念もある。

Q アイデアはどのようにして生み出しているのか。



ASTRA FOOD PLANにて

A 思い付いたらすぐ口に出すようにしており、そのアイデアを拾ってくれる人が周りにいる。例えば、社外で商品開発に協力してくれるパートナーがおり、こういったステークホルダーの方々とアイデアを育てていき、外とつながりながら販路拡大を目指している。

Q 同装置によるパウダー製造には何人程度必要なのか。

A 同装置の稼働だけなら、最低一人で対応可能である。前処理と同装置での乾燥を並行して実施した方が効率的によく、その点を考慮すると二人が望ましい。

福祉保健医療委員会

1 調査日 令和6年11月18日(月)～19日(火)

2 調査先

- (1) 茨城県高次脳機能障害支援センター(茨城県)
- (2) ふくしま医療機器開発支援センター(福島県)

3 調査の概要

- (1) 茨城県高次脳機能障害支援センター
(高次脳機能障害者への支援について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 高次脳機能障害は、周囲の理解不足や社会参加が難しいなど様々な課題があり、自立・生活に対する支援は急務である。

■ 視察先の概要と特色

- 相談・技術支援、普及・啓発、研修、地域ネットワーク構築の四つを中心に事業展開している。当事者、家族、支援者及び支援機関の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的かつ有効的にコーディネートし、専門機関として評価・検討し、最適な支援へとつないでいる。
- 茨城県独自の支援を行い、相談者のニーズに応じて現場に赴き、その状況や視点に基づいて、専門的な見立てをし、支援の対象者が主体的に問題を解決できるサポートを展開している。
- 地域において適切な支援が受けられるよう、県内全域に地域支援拠点病院、支援協力病院を設置し、各地域の支援ネットワーク体制の構築・連携の充実を図っている。

[調査目的]

■ 聞き取り事項

- 当初、県立リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害支援拠点を設置したが、センターの廃止に伴い、現在の県立医療大学の敷地内に単独の施設として設置された。県福祉部障害福祉課に所属する、全国でも数少ない自治体直属の支援拠点である。

- 相談件数は年1,300件ほどで、40代から50代の働き盛りの男性からの相談が半数を占め、就労や復職、問題行動や家族関係に関するものが多い。自動車運転ができないことに係る相談も多く、令和元年度より理学療法士などが参加する再運転を支援するための連絡・研究会の開催やガイドブックの作成などにも取り組んでいる。令和6年度からは、茨城県指定自動車教習所協会と共同で、運転再開支援講習の仕組み作りに努めている。県が主導で支援を行う珍しい事例である。

- また、直接患者本人や家族に会って支援するために職員が出向く、アウトリーチ型の県独自の「モバイル型支援」も行っており、令和5年度は延べ169件の訪問を行った。

- 支援ネットワーク体制を強化するため、診断の実施や適切な支援を行うことを目的とする高次脳機能障害支援協力病院について、職員が医療機関に随時訪問し事業説明を行っており、令和6年度現在35医療機関が指定を受けている。協力病院担当者会議や各種研修、会議に出席し連携を密に図るなど支援体制を構築し、連携件数も増加傾向にある。

■ 質疑応答

- Q 茨城県としてここまで精力的に取り組んでいるのはなぜか。

A 患者数は把握できていないが、困っている方が多くいるということは把握している。本県においては、県立リハビリテーションセンターの廃止によりノウハウを持った職員が当センターに配属されたこと、また、他県では兼任が多いと聞くと、専任の職員が多いことなどが重なった結果が今につながっていると考える。

- Q 「モバイル型支援」の対象や流れはどういったものか。

A 遠方に在住でセンターに来られない方や直接会ってお話の方が望ましい場合に、現場に赴いて相談などを行っている。相談後も、支援機関につなげる際に同行したり、支援機関等の担



茨城県高次脳機能障害支援センターにて

当者会議に出席するなど幅広く対応している。

(2) ふくしま医療機器開発支援センター (医療人材の育成について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 本県は、県民10万人対の医師、看護師数が全国的に低く、また急速に進む高齢化等に対応し安定した医療を提供するためには、医療人材の育成、確保は喫緊の課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 福島県は国内有数の医療機器生産県であり、平成28年に医療関連産業集積拠点施設として同センターを整備した。現在、(一財)ふくしま医療機器産業推進機構が運営している。
- 国際基準に準拠した施設で行う安全性試験や、産学官、医工連携などのマッチング、薬事・保険相談・製品のユーザー評価に対応するコンサルティング、人材育成・トレーニングの四つの機能を主軸においた支援を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 福島県は、医療産業で世界規模の6企業の製造拠点施設があるほか、複数の医薬品及び医療機器の製造拠点が立地しており、医療機械器具の部品や付属品等の出荷額は13年連続全国1位と、日本有数の医療機器の生産県である。同センターは医療関連産業集積拠点として県が整備し、全国の企業や研究機関等の製品試験の受託やコンサルティング、県外と県内の企業のマッチングを図るなど福島県の産業振興に努めるほか、東日本をリードする拠点として医療機器産業をけん引している。
- 平成17年から、医療機器設計開発・製造関連の展示会「メディカルクリエーションふくしま」を開催しており、令和6年は255企業・団体の出展、約4,100人が参加した。学会レベルのディスカッション、学生を対象とした創生アイデアコンテストなど、人材育成からマッチングまで様々な活動が行われ、地方最大規模の展示会として年々規模が拡大している。
- また、若手の人材育成として、毎年県内の高校生を対象としたフィールドワークを実施しており、医師等が使用するのと同じシミュレーターを使った体験の機会を提供したり、子供から大人までを対象とするイベントを開催したりすることで、医療機器を造る人と、それを使う側の医療人の育成を両立させ、地元への就職・定着に資する取組を行っている。

■ 質疑応答

- Q フィールドワークは人気事業とのことだが受

入りを拡大する予定はあるのか。また、人材育成事業に参加した学生等の進路や就業状況などは確認しているのか。

- A 拡充したいところだが、研修や試験などの業務があるため難しい。参加者の進路は確認していないが、医療系の進路を検討している学生が参加しているため、将来の選択の一助となればよいと考えている。

- Q 施設の運営経費はどのようにになっているのか。

- A 試験等に係る部分と展示会等プロモーションの大きく二つに分かれ、それぞれ2億円程度である。長期に渡る試験もあり、電気代や維持費用が大きくかかるものもある。また、コンサルティングやマッチングは利益が出るものではなく、公設民営施設の公益部分として県の産業振興という観点を基本として運営している。

- Q 今後どのように医療産業振興を進めていくのか。

- A 日本企業は、海外企業に比べ資金が少ないなど競争は厳しいが、その品質の高さや安定供給などメイドインジャパンの信頼、強みもあり、領域によっては内視鏡のように勝るものもある。日本がリードするためにもアンテナを高く持つ必要があり、社長塾など企業のトップから意識を変える取組も行なっている。

産業労働企業委員会

- 1 調査日 令和6年11月20日(水)～21日(木)

2 調査先

- (1) アイリスオーヤマ株式会社角田 I.T.P (宮城県)
- (2) 七日町商店街振興組合・山形まちづくり株式会社 (山形県)

3 調査の概要

- (1) アイリスオーヤマ株式会社角田 I.T.P
(特色あるものづくりと障害者雇用の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 企業の成長・発展に向けた支援を行うことで、企業の「稼げる力」を向上する必要がある。また、企業における障害者雇用を支援することで、誰もが活躍し共に生きる社会の実現を目指していく必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、メーカー機能と問屋機能を併せ持つ独自の「メーカーベンダーシステム」を構築し、生活者目線で物事を捉え、不満や不便を解

決するものづくりに取り組んでいる。

- 毎週月曜日に開催される開発部門と経営陣が参加する新商品開発会議を経て、年間約1,000もの新商品が開発され、総売上高に占める新商品売上高の割合は6割以上を占めている。
- また、障害者の雇用にも力を入れており、障害を持つ従業員を指導・支援しながら業務を行う「スペシャルパートナー事業部（以下「SP事業部」という。）を全国各地に設けている。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 同社は、プラスチック製品の製造販売から事業を開始し、2000年代までは家庭内の生活者の不満を解決する「ホーム・ソリューション」を掲げていた。東日本大震災以降は日本の社会課題を解決する「ジャパン・ソリューション」を進めながら、企業の成長につなげている。
- 令和5年6月からは、各自治体と地域包括連携協定を締結しており、行政課題の共有・解決に向けて取り組んでいる（視察日時点で7自治体と締結）。
- コロナ以降、大量の新卒社員を採用しており、社員全体の分母が大きくなったことから障害者の法定雇用率が未達の状況にあったが、同社独自の取組の結果、昨年度は法定雇用率を達成している。
- SP事業部で行う作業は、全て社内で業務の切り出しを行ったもので、外部からは受注していない。仕事を依頼した部署は雑務が減り、仕事を受けた側（SP事業部）は障害者の雇用につながるため、両者にとって利点がある仕組みである。

■ 質疑応答

- Q 自治体と締結している地域包括連携協定の具体的な内容はどのようなものか。
- A 防災関連の協定が特に多いが、省エネ関係や同社のECサイトを活用したふるさと納税・販路拡大など多岐にわたっている。
- Q 再来年度には、障害者の法定雇用率の引上げなどの制度改正が行われるが、これに対する見込みはどうか。
- A 改正後の雇用率2.7％に対して、同社の直近の雇用率は2.65％である。最終的には全工場にSP事業部を設置する予定もあり、達成に支障はないと考えている。
- Q 年間に開発する新商品の数は、社内の目標として設定されているのか。
- A 追随型の業界であり競争が厳しいことから、新商品の開発なしには収益性が確保できない。開発する新商品の数をKPIに設定し、社内一

丸となって取り組んでいる。



アイリスオーヤマ株式会社角田 I.T.P にて

(2) 七日町商店街振興組合・山形まちづくり株式会社

（商店街の活性化について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 地域コミュニティの核として大きな役割を果たす商店街の活性化を図ることで、地域経済や地域社会の健全な発展を支援していく必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同商店街は、山形駅から徒歩10分圏内に位置し、集積率・集客率・販売額ともに県内随一を誇る商店街である。同商店街では、山形まちづくり会社と連携し、地域を挙げて積極的な事業展開を進めている。
- 来街者と住民のニーズに対応するため、多様なまちづくりを展開してきたが、百貨店閉店やコロナ禍への突入などの苦境にさらされていた。
- そこで、関係機関（商店街、まちづくり会社、民間事業者、行政等）で統一したまちづくりビジョンを策定することで、「変化とニーズに応える 居心地が良く過ごしやすいまちづくり」を実現している。
- この取組等が評価され、中小企業庁の「地域にかがやく わがまち商店街表彰2024」に選定されている。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 同商店街は、商店街自体が自主財源を確保・経済的に自立し、その財源で商店街に投資を行い、デベロッパー的立場で60年間にわたり、まちづくりを進めてきた。
- まちづくりの原点は掃除であると考え、1962年以降、毎月7日午前7時から一斉朝清掃を実施している。まちに対する愛着や想いが造成さ

れ、イベントを実施する際の団結にもつながっている。

- 地元百貨店閉店後も、七日町エリアでは新規居住者が多く、毎年新規創業が10件以上あり、地価も上昇し続けている。
- 令和5年度には、UR都市機構と連携し、商店街・行政など含め20～40代の若手のみでプロジェクトを作り、「最高にちょうどいい。七日町」をコンセプトに「新たな商店街まちづくり構想」を策定している。

■ 質疑応答

Q 様々な取組がうまくいった秘訣はどのようなものか。

A この20年間徹底して民間投資を進めてきたことである。行政からの補助金に頼るのではなく、民間投資を進めた結果、行政からも後押しがもらえるようになり、成功につながったと考えている。

Q 商店街への加入を促す条例があるとのことだが、加入状況はいかがか。

A 過去最高の加入状況であり、全国チェーンの店舗も加入しているのが大きな特徴である。加入することでまちづくりに関する最新の情報が得られることが、全国チェーンの加盟店にとってもメリットになっている。

Q 若手から意見を取り入れる動きはいつ頃からあったのか。

A ここ10年から20年の動きである。世代交代もある中で、地元の重鎮を集めるよりも、七日町のこれから良くしたいという思いを持つ方に幅広く集まっていただき、自由に意見交換をしていただいた。

県土都市整備委員会

1 調査日 令和6年11月18日（月）

2 調査先

- (1) 千葉公園（千葉県）
- (2) 新大宮上尾道路・宮前地区（さいたま市）

3 調査の概要

(1) 千葉公園

（Park-PFIを活用した公園整備について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 都市公園の整備においては、公園施設を適切に更新し、質を向上させることが重要である。財政制約等が深刻化する中では、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担の軽減を図る形での整備を検討する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 千葉公園は、Park-PFIを活用し、本年4月から民間事業者による管理運営を開始している。

- 同公園は、「いつでも だれでも くつろげる “わたしの芝庭”」をコンセプトに、令和5年度から8,000㎡の芝生広場を中心とした整備を進め、本年4月にリニューアルオープンした。

- 代表企業である大和リース株式会社（以下、同社。）は、千葉公園のほかにも数多くの公園関連事業を手掛けており、令和6年9月時点で32件の実績がある。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 千葉公園関連整備事業は、平成28年に策定された千葉駅周辺活性化グランドデザインの先行プログラムの一つとしてスタートし、令和元年8月に千葉公園再整備マスタープラン策定、令和3年に公募指針が発表された。令和4年2月に大和リースグループが事業者を選定され、令和5年5月に工事に着手し今年3月に工事完了した。

- 特定公園施設である芝生及びおおやねの整備費用は、千葉市が6億7,400万円、同社が7,500万円負担している。公募対象公園施設は同社負担で約5億円となっている。競輪場であるチップスタードーム前は千葉市が設計・整備し、同社が管理許可に基づいて管理している。

- 特色としてはパンptrackが挙げられる。BMXやマウンテンバイク、スケートボード等、国際レースが開催可能な規格のコースであり、今年夏には、パリ五輪BMXフリースタイルで5位入賞した中村輪夢選手にBMXの演目を披露していただいた。

- リニューアル後、スマートフォンの位置情報などを基に人流データを計測したところ、4月26日のグランドオープンからゴールデンウィークまでの9日間だけで10万人弱を計測した。通常、梅雨には来園者が減少するが、千葉公園の名物の一つである大賀ハスの開花時期であり、テナントの売上げも順調に推移した。その後は猛暑により、8月には14万人まで来園者が減少したため、今後は暑い中どのように来園者を増やすかについて、民間でいろいろな施策を考えなければならないとのことだった。

■ 質疑応答

Q Park-PFIによって、財政面・収益面はどのような改善が図られたのか。

A 千葉市では、再整備による財政効果を1億8,300万円ほど見込んでいる。内訳は、民間が負担する特定公園施設の整備費用として、先ほど

申し上げた7,500万円に加え、今後20年間で民間が負担する管理運営費用や市への許可使用料などである。

Q PFI事業は成り立つのか。売上げへのプレッシャー等はないのか。

A 現在は、千葉市からの年間3,600万円の管理運営負担金により、非常に安定した経営状況で管理できている。しかし、千葉市のシナリオでは、管理運営負担金を通減することとなっており、自主事業等で収益を上げていかなければならないと考えている。



千葉公園にて

(2) 新大宮上尾道路・宮前地区

(道路事業の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 道路網を多重化し円滑な交通を確保することにより、「人や物の交流」の活性化を図るとともに、災害発生時には、代替ルートの確保により、迅速な避難や救援物資等の円滑な輸送等、「災害に強い県土」の形成を図る必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所では、都心へのアクセス向上、渋滞緩和により追突事故の減少、信越・東北方面との広域連携強化などを図るため、新大宮上尾道路の整備を進めている。
- 新大宮上尾道路は、国道17号の慢性的な交通渋滞の緩和や埼玉県中央地域の健全な発展などを目的とする高架構造の自動車専用道路である。
- 宮前地区の工事に当たっては、遠隔での橋りょう基礎工事やBIM/CIMによるMR（複合現実）を活用した施工管理など、インフラDXを活用した施工を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 新大宮上尾道路は、平成元年度にさいたま市中央区円阿弥地先から鴻巣市箕田地先まで都市

計画決定され、平成29年度から事業に着手している。現在は、与野JCT（仮称）から宮前地区までの幅員確保のため用地買収を行うとともに、与野出入口の付替え工事及び橋りょう基礎工事を進めている。

- 基礎工事における基本的な基礎の径は6mで、地下に埋まる部分は一番深いところで56.5mとなる。中央分離帯の狭い中での施工となるため、狭い場所や建物、鉄道等の近接している箇所では有効なスリムケーソン工法という特殊な工法を用いている。
- 掘削作業は水深10m程度までは有人で行うが、ダイバーと同じように加圧・減圧が必要となる。最終的には水深40m程度の圧力となり、1時間半の作業に対して2時間半の減圧が必要となるため、その間作業が中断する。そのため、水深10m以降は、モニターでショベルを操作し、無人の状態ですべて掘削を行っている。
- インフラDXとして、BIM/CIMによるMRの活用を行っている。平面図での打合せでは、各自が頭の中で想像するためメンバー間で認識の相違があったが、MRでは全員が同じものを見るため、相違が解消された。また、現地踏査においても、等身大の映像を映し出すことができ、課題抽出の精度が上がったほか、これまでは全員が現場に行っていたが、ウェブ会議での参加も可能となり、調査の効率化が図られた。

■ 質疑応答

- Q スリムケーソン工法において、最後に、筒状の基礎の中に水を入れるということだが、コンクリートではなく水を入れるのはなぜか。
- A 基礎が軽いと浮力がかかり、重いと地盤が耐え切れず沈んでしまう。設計上適した重量が必要であり水を用いているものと考ええる。工事によっては土とすることもある。
- Q 加圧減圧して調整しているとしても、勤務時間を適切に管理しなければ、労働者の負担が過剰となり仕事が続けられないのではないか。
- A 圧力の高い環境下では、酸素を吸いすぎてしまい酸素中毒となるおそれ等があり、1週間単位や1日単位で数値基準が設けられている。その基準により勤務時間を調整しており、例えば、水深40mであれば1回あたり90分までの作業としている。

文教委員会

- 1 調査日 令和6年11月21日（木）～22日（金）
- 2 調査先

- (1) 茨城県立勝田高等学校・勝田中等教育学校
(茨城県)
- (2) 前橋市立前橋高等学校 (群馬県)

3 調査の概要

- (1) 茨城県立勝田高等学校・勝田中等教育学校
(中高一貫校の設置推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 高等学校は、生徒一人一人が豊かで幸せな人生を実現し、持続可能な社会の創り手となるよう、社会の変化や地域の特性、企業等が求める人材等を踏まえた特色ある教育活動を展開することが求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 中等教育学校は、全生徒が6年間中高一貫教育を受けることになり、人間関係を新たに構築するストレスがないため、落ち着いた生活を送ることができる。
- 教員側でも6年間継続的に生徒の成長を見守ることができるため、生徒が悩みを抱えていても教員が把握しやすく、継続的できめ細やかな生徒への関わりができる。
- 高校入試がないため、受験勉強に追われることがなく、じっくりと興味を持ったことを研究でき、いろいろな体験にもチャレンジすることができる。高校一年次頃の早い段階で、長期の海外留学にチャレンジすることもできる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 茨城県は県立高等学校改革プランを定め、県内を新たに12のエリア区分で分け、主に未設置の地域への中高一貫校の設置を検討・実施した。既存の3校の志願倍率が高い、遠方からの通学者がいるという現状を受け、2020年～2022年度にかけて10校を開校した。現在県立中高一貫校が13校あり、都道府県立としては全国最多である。
- 一般的に海外留学をすると、大学入試の準備期間が短くなるが、勝田中等教育学校では高校一年次の早い時期から留学し、高校二年次の早い段階で戻ってこられるため、準備期間に余裕があり、また、先取り学習を取り入れているため、留学期間中の遅れを十分取り戻すことができる強みがある。
- 中等教育学校の先取り教育は、單元ごとの深掘りのほか、数学では前期課程三年次の夏以降から高校の内容に取り組み、後期課程進級時には高校の数学Ⅰの内容が半分程度終わる進捗で進めている。模擬試験の結果でも学校全体の点数が伸びており、通常の高校と比べ、学力的に

非常に有利なカリキュラムを組むことができている。

■ 質疑応答

- Q 中学（前期課程）と高校（後期課程）との二つの学校を運営しているため教員が多忙という説明があったが、どのような内容か。

A 中等教育学校では、例えば高校の教員が中学（前期課程）を担当することがある。今まで担当したことがない中学生に教えることになり、授業準備等が大変になる。一方で、中学生の授業の中で、高校で学ぶことを先取りとして自然に伝えられるメリットもある。

- Q 中学入試の内容は県内統一か、それとも学校ごとに違うのか。

A 13校統一であり、適性検査を同じ内容で行っている。

- Q 県立中高一貫校設置に対し、市町村教委等からはどのような声が寄せられていたか。その声に対し県はどのように対応していたのか。

A 地元の優秀な生徒が中高一貫校に多く進学してしまうのではないか、などの心配の声があった。学校の規模を大きくするとそれだけ影響が大きくなるため、少ない学級数とすることで配慮をした。そのような声は設置から年数が経ち落ち着いてきた。

- (2) 前橋市立前橋高等学校
(キャリア教育の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 地域の課題を自分事として考え、「自ら課題を発見し、解決しようとする力」を高める探究学習として、地域活性化プロジェクト「めぶく」を各学年で実施している。
- 行政・地域・経済界などの協力を得ながら、市内で活躍する人々への取材や市内企業でのフィールドスタディ等により、市の活性化に向けた課題を考え、その解決への提案を模擬市長選挙や模擬議会、学習成果発表会での研究発表等の場で行っている。
- 進路指導が、今までの職業逆算型の出口指導ではなく、「身近な社会の課題探究→興味ある学びの発見→進路希望の決定」という手順の進

路探究型の学び指導となり、生徒は主体的に進路を考えることができる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 探究学習は進路とあまり結びつかないのではないかと苦慮している学校が多いと見受けられるが、市立前橋高等学校では進路指導の中に探究学習を位置付け実施している。
- 一学年はまちなかリサーチを中心市街地の商店街等で実施し、地域活性化の芽や課題を実際の現場で見つける。また、令和6年度から「ちいぶれ！」を開始。地域活性化に加え、生徒の進路を意識し、建築や都市デザインなど大学の学問とつなげてプレゼンを行うこととした。これらは二学年で実施する模擬選挙などにつながるステップである。
- 模擬選挙は、各クラスに卒業生である大学生を市長候補として招き、市長候補を当選させるため、三つのマニフェスト、ポスターやPR動画などを作成し、生徒の投票により当選者を決める。これは主権者教育にもつながると考えられる。実際に提案したマニフェストのアイデアを市が採用し、駅前の商業ビルに学習室を整備した事例もある。
- 生徒自身が地域にできることはないかと思案し、どのような学問ならば地域課題を解決できるかを考えると、自ずと自分の興味がある学びや進路を考えるきっかけとなる。

■ 質疑応答

- Q 探究の授業はこなすだけでも大変だと思うが、自主参加の課外活動にまで参加している生徒はどのような層か。また、進路指導上の工夫でキャリア教育と合わせて行っているものはあるか。
- A 探究活動を一生懸命行う生徒は学習や大学受験に熱心な傾向にある。実際に課外授業に参加していた生徒は最後まで国公立大学を志望していた。一昨年度は国公立大学現役合格が14人のみだったが、一学年から探究学習に取り組んだ



前橋市立前橋高等学校にて

最初の学年であった昨年度の合格者は32人に増加した。また、苦勞する層はクラス活動の際に働かない生徒である。そのような生徒は活動をしていないので志願書等が書けない。そのような生徒を鑑みて「ちいぶれ！」を今年度から始め、生徒個人で必ずプレゼンを作り上げる機会を設けた。

警察危機管理防災委員会

1 調査日 令和6年11月19日(火)

2 調査先

- (1) 熊谷防災基地(熊谷市)
- (2) 埼玉県警察学校(さいたま市)

3 調査の概要

(1) 熊谷防災基地

(防災基地の機能について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 災害発生時に、関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同基地は、災害時の総合的な防災活動拠点として、県内に5か所(越谷、新座、秩父、中央、熊谷)整備されている防災基地の一拠点である。
- 同基地は、防災機能として物・人の両面で整備されている。物の拠点としては、災害時の食料、飲料水、生活必需品、防災資機材及び医薬品等の備蓄放出・集積・配送拠点であるとともに、調達物資及び県外からの救援物資の受入れ、一時保管及び配送等の機能を持っている。
- 人の拠点としては、災害時の活動要員の集結拠点、県外からの応援要員の受入れ、一時滞在及び配送等の機能を持っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 熊谷スポーツ文化公園は、ラグビー場、陸上競技場、くまがやドームなどが園内にあり、平時はスポーツ施設や公園として住民の憩いの場となっている施設である。
- 同基地は熊谷スポーツ文化公園内にあり、平成15年度から供用開始され、設備としては、防災倉庫、耐震性貯水槽、防災用深井戸、臨時ヘリポート、防災行政無線を備えている。
- 県が備蓄する食料や生活必需品は、東京湾北部地震の避難者約54,000人を想定して市町村と共に備蓄しており、県内5か所の防災基地

を中心に分散して保管をしている。熊谷防災基地の防災倉庫では、食料20万食以上、生活必需品、防災用資機材、医薬品を保管している。

- くまがやドームは、発災時には広域物資輸送拠点として、国が被災県へ物資支援を行う際の物資の集積・仕分け場としての役割を持っている。
- 迅速な被災地支援のため、スピーディーな物資の受入体制を構築し、市町村に届ける体制づくりが重要であり、同基地は県北地域の拠点として重要な役割を担っている。

■ 質疑応答

Q 図上訓練において、能登半島地震で得た物流面の教訓などを、今後どのように取り入れるのか。

A 委託業者と調整中であるが、物流や孤立集落対策等の能登半島地震の教訓を踏まえ、検討していきたい。

Q 5か所の基地を中心に物資を備蓄しているが、各基地の備蓄物資、備蓄量やローリング時期などの管理は、どのようにバランスをとり実施しているのか。

A 基地の広さに応じて、ある程度数量が決まって配分されている。基本的な物資については、均等になるように配置をしているが、例えば、大雪対策の装備品は秩父地域に多く保管されているなど、地域特性に応じて異なる部分もある。

(2) 埼玉県警察学校

(警察官の育成について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 殺傷能力の高い凶器を用いた凶悪事件、手口が悪質・巧妙化するサイバー犯罪、特殊詐欺への対処など、治安課題の複雑化に対処するための人材育成が求められる。

■ 視察先の概要と特色

- 同校は、警察官としての基礎知識、技術、倫理観を育てるための教育訓練を行う全寮制の施設である。
- 同校では法学、実務、術科等の授業を行っている。実際の職務を想定したロールプレイングや、ゼミ方式のグループ学習など様々なカリキュラムを組み、個人の能力を伸ばし、チームワークや連帯感を育てている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同校の主な施設は、講義や授業を行う本館・第二号館・第三号館・大教場、術科体育教練等を行う体育館・武道場・射撃場・グラウンド・

プール、学生の生活の場となる五つの学生寮・厚生館となっている。最も古い建物は昭和41年竣工の武道場、最も新しい建物は平成23年竣工の本館である。

- 採用時教養の期間と内容は、都道府県警察で差が出ないよう、警察庁がその基準を示している。教養課程には、高校・専門学校を卒業したものが対象の長期過程（21か月）と、大学を卒業したものが対象の短期課程（15か月）の2種類がある。

- 長期課程の場合、10か月間初任科生として警察官としての基礎を身に付け、その後4か月間、職場実習で警察署の交番等で先輩警察官の指導の下、現場で事件事故等の対応を学ぶ。その後、初任補修科生として3か月間同校に入校し、更に専門的な知識や技能を身に付ける。その後、所属する警察署に戻り4か月間の実戦実習で、警察官として独り立ちするための職務執行力を身に付ける。一人前の警察官となるまでに21か月を要する。また、短期課程の場合は15か月を要する。

- 同校では、即戦力となる警察官の育成のために、実際の現場を想定した訓練を取り入れている。例えば、教官が交通違反者となり、交通指導取締りの現場を想定した訓練や、実際に発生した交番襲撃事件を受け、交番での勤務中に不審者が警察官に襲いかかってきた現場を想定した訓練を実施している。

- 警察官を志して警察学校に入校したものの、急激な環境の変化等から思い悩む学生がいることから、離職対策として臨床心理士による相談対応や将来像の明確化の支援も行っている。

■ 質疑応答

Q 短い期間での厳しい訓練で実際に退職してしまう学生はどれくらいいるのか。

A 退職者は、ここ最近では全体の約1割。傾向としては、ほかの仕事を目指したり、集団生活に馴染めずに退職するケースが多い。

Q 退職が懸念される学生に対して、どのように



埼玉県警察学校にて

対応しているのか。

- A 日頃の生活から様子の変化に気づくほかに、学生から報告を受けることもある。担任教官だけでなく、ほかの授業の教官も含めて学生の様子をよく見て、悩みなど早い段階で察知できるように努力している。

決算特別委員会

1 調査日 令和6年10月17日（木）

2 調査先

- (1) 岩槻高齢者講習センター（さいたま市）
- (2) 大久保浄水場（さいたま市）

3 調査の概要

(1) 岩槻高齢者講習センター

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 高齢ドライバーが増加する中、運転免許更新の際の利便性向上が課題となっている。

■ 視察先の概要と特色

- 70歳以上のドライバーは運転免許更新時に「高齢者講習」の受講が必要で、75歳以上のドライバーは加えて「認知機能検査」も受ける必要がある。高齢のドライバーが増加したことから更新件数も増え、講習や検査の予約が取りづらくなり、更新に時間がかかる状況であった。それを解消するために高齢者専用の施設として令和6年5月27日に同センターを開設した。
- 警察が免許更新のために高齢者専用の施設を設けるのは全国初である。
- 同センターでは1日に最大300人が講習と認知機能検査を受けられるため、スムーズに更新することが可能になっている。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 平成29年時点で、県内の70歳以上の高齢ドライバーが約510,000人であった中、年間約140,000人の高齢者講習を行っていたが、当時の受講待ち日数は平均約111日と、全国平均の約69日と比較して長い状態であった。
- 県警察では、公安委員会による高齢者講習の直接実施、予約一元化システムの導入、タブレット式認知機能検査の導入等の対策を講じ、これら対策の一環として令和6年5月に岩槻高齢者講習センターが開所した。令和6年4月時点では待ち日数は28.3日と平成29年と比較して大幅に短縮されているが、今後も高齢ドライバーが増加する見込みであることから、同センターの運用により待ち日数の長期化の抑制が期待できる。
- 同センターでは、高齢者講習、認知機能検査、

運転技能検査、安全運転相談を実施している。高齢者講習は1日120人、認知機能検査は1日180人、運転技能検査は1日36人の受入枠がある。

- また、同センターには「交通安全体験学習施設」、口腔ケア相談などができる「お口の元気アップステーション」、身体の運動機能や筋肉量の測定や健康に役立つ講習を実施している「いきいきデザイン館」、食堂等が併設されており、これらは年齢に関わらず利用できる。

■ 質疑応答

Q 認知機能検査について、実施方法と可否の判定はどのように行っているのか。

A 36点以上という可否の基準が全国的に統一の基準として設けられており、タブレット端末を用いて検査を実施している。

Q 高齢者講習について、高齢になるにつれて運動神経等が衰えるのは仕方のないこととも思うが、数時間程度の講習でどのような効果があるのか。

A 実際にコースを運転していただき、視力検査等も行って、若い頃と同じようには運転できないということを指導する趣旨で行っている。

Q センター開所後に何か課題はあるか。

A 最寄りのバス停から徒歩15分と少々遠いことや、さいたま市の乗合タクシーの本数が少ないことが課題として挙げられる。これらについては、バス会社への要望やさいたま市との調整を行い、改善を図っている。



岩槻高齢者講習センターにて

(2) 大久保浄水場

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 有機物やかび臭を除去した安全な水の安定した供給が課題となっている。

■ 視察先の概要と特色

- 多発する水質異常や急激な水質変化等に対応するため、原水水質に応じた浄水処理を行うとともに、水質基準に適合した安全な水をより安定して供給することを目的に、高度浄水処理施設の整備を進めている。

- 県営水道の水源河川では、油や化学物質等が流出する水質異常が年間100件程度発生している。また、近年の気候変動の影響により、ゲリラ豪雨等の極端な気象現象に起因する急激な水質変化が発生している。
- 県営浄水場では、このような水質悪化に対して随時粉末活性炭を注入するなど、浄水処理を強化することで対応している。また、県営水道の責務として、水質基準に適合した安全な水をより安定的に供給するため、県営浄水場への高度浄水処理施設の整備を進めている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 昭和43年4月に給水を開始した大久保浄水場は、現在、県内15市1町に水道用水を、県内4市の89事業所に工業用水をそれぞれ給水している。1日の最大給水量は水道用水については130万立方メートルで、国内最大級の浄水場となっている。
- 通常の水道用水の浄水処理のフローとしては、荒川から取り入れた水を着水井に送り、急速攪拌池・フロック形成池を経由して沈でん池で水のにごりを沈めて取り除き、にごりが取れた水を急速ろ過池で更にきれいにし、浄水池に貯めておく。その後、浄水池から各供給市町に水を送っていく。
- 高度浄水処理とは、通常の浄水処理に加え、有機物質等をオゾンで分解し、分解された物質を活性炭の吸着作用と微生物の働きにより取り除く処理方法である。高度浄水処理を行うことにより、トリハロメタンやかび臭の低減、カルキ臭の抑制の効果があるとともに、化学物質の流入などの水質異常発生時の対応能力が強化できる。
- 大久保浄水場においては、高度浄水処理施設整備事業の事業期間は令和2年度から令和10年度であり、総事業費は約856億円である。調査日時点では、基礎杭工事、本体工事、場内配管工事を実施していた。今後、機械設備及び電気設備の工事が予定されている。

図書室委員会

1 調査日 令和6年11月7日（木）

2 調査先

- (1) 東京都立中央図書館（東京都港区）
- (2) 日本女子大学図書館（東京都文京区）

3 調査の概要

- (1) 東京都立中央図書館
（図書資料の管理・修復・保存方法について）

[調査目的]

■ 本県の課題

- 議員の調査研究に資するように、企画展示、レファレンスや蔵書検索などの各種サービスについて常に改善・充実する必要がある。また、議会図書室に保管されている歴史資料を後世に残すために、図書資料の保存の考え方や方法等を学ぶ必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 都立中央図書館は2館ある都立図書館のうちの1館である。昭和48（1973）年に、都立日比谷図書館の蔵書を引き継いで開館した。
- 国内の公立図書館では最大級の約225万冊の資料を保存し、このうち約35万冊の資料を開架しており、自由に閲覧することができる。
- 公立図書館として独自に資料保全室（製本室）を持ち、資料の修理のほか、資料保全全般の企画・調査・研究、区市町村立図書館への技術指導、研修を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 都立図書館の業務としては、閲覧サービス、レファレンスサービス、複写サービス、企画展示会や講演会の開催等の来館者へのサービス、蔵書検索サービスやデジタル化資料の公開等のインターネット等を通じたサービス、蔵書資料の協力貸出やレファレンス協力等の都内区市町村立図書館へのサービス、学校図書館や授業のための選書支援等の学校へのサービス、政策立案支援等の行政機関へのサービス等多岐にわたる。
- 重点的情報サービスとして、「都市・東京情報」「ビジネス情報」「法律情報」「健康・医療情報」の4つの分野の情報を集めたコーナーを設けており、利用者の問題解決を支援している。なかでも「ビジネス情報コーナー」は人気のコーナーであり、企業情報、業界・市場動向等、資格取得や就職・転職活動に役立つ資料が充実している。
- デジタル情報サービスでは、「江戸・東京デジタルコンテンツ」として江戸城造営関係資料、錦絵、古地図、明治～昭和期の絵葉書や写真帖等をデジタル化し、ホームページで提供している。
- 館内に「特別文庫室」を設け、江戸時代後期から明治時代中期の刊本、写本、古地図、錦絵、漢籍、書簡、拓本、書画、写真等の資料を中心に約24万3千点を所蔵しており、そのうち甲良家伝来の江戸城造営関係資料646点は、昭和62（1987）年に国の重要文化財に指定されて

いる。

■ 質疑応答

Q 資料修復に使用する和紙はどこから購入するのか。

A 購入は業者からで、特に小川和紙は非常に質が良いため、よく使用している。

Q デジタル化のための資料撮影は誰が行っているのか。

A 業者である。職員は資料の選定や納品後の検品、書誌データの入力を行っている。

Q 「デジタル化資料」は誰でも見ることはできるのか。

A ホームページ上の「T O K Y Oアーカイブ」から見るができる。



東京都立中央図書館にて

(2) 日本女子大学図書館

(図書資料の管理・保存方法について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 議員等の求めに応じ迅速に図書資料を提供できるよう、また、室内の図書資料に興味を持ってもらえるように、見やすく探しやすい配架方法について常に気を配る必要がある。

■ 視察先の概要と特色

○ 現在の日本女子大学図書館は大学創立120周年記念事業により令和元（2019）年に開館した。

○ 日本女子大学図書館の蔵書数は女子大学では最大規模の約90万冊である。そのすべてを直接手に取ることができる開架式の収蔵としている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 図書館の構造は地上4階、地下1階建ての建物で、日本女子大学の卒業生で世界的建築家である妹島和世氏が設計を手がけた。図書館内は敷居や壁が殆どなく、四方から光が差し込み、明るく開放的な空間が特徴の建物である。立地環境が急斜面であることを生かし、らせん状に配したスロープで館内を回遊することもでき

る。メインフロアの3階から上下階へは、スロープとエレベーターの他に5カ所に設けられた階段を使用することができる。異なる階段を利用する度に目の前に現れる書架が異なり、いつも新鮮な目で本と向き合うことができる。

○ 大勢で議論しながら学べるスペースであるラーニングコモンズやグループ研究室、レクチャールームなども併設されている。図書館は学生一人ひとりが考え学ぶ場所、と同時にその空間はみんなで作り上げているということが感じられるように配慮されている。

○ 貴重書、和装本、マイクロ資料について、それぞれに部屋が用意され、温湿度に配慮した所蔵環境を実現している。

■ 質疑応答

Q デジタルと紙の図書を比較した場合、購入等の費用の状況はどうか。

A デジタルの図書については、図書館が購入する場合は個人が電子版を購入する場合と比較して価格が高額となる。貸出など管理の手間がかからないという利点があるが、購入をやめた場合はバックナンバーも読むことができなくなる場合が多い。紙の図書については、購入費用だけでなく維持管理の費用がかかるが、周辺の書架には同じ分野だが利用者が知らなかった様々な図書が置いてあり参考になるので学習の効果を上げることができるという利点がある。

Q こちらは女子大学図書館だが、男性が図書館を利用することは可能なのか。

A 当大学の男性教員が利用しているだけでなく、協定関係にある他の大学の男子学生も利用可能である。

[議事堂内委員会]

決算特別委員会

1 期 日 令和6年10月24日（木）

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第95号議案「令和5年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、執行部から総括説明を受けた後、質疑を行った。
また、引き続き、企画財政部（出納、監査事務局を含む）から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和6年10月29日（火）

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第95号議案「令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、県土整備部（収用委員会を含む）及び都市整備部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

- 1 期 日 令和6年10月30日（水）
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 審査事項

第95号議案「令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、総務部（秘書課、人事委員会を含む）及び警察本部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

決算の認定について」のうち、企業局及び下水道局から概要説明を受けた後、質疑を行った。

- 1 期 日 令和6年11月11日（月）
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 審査事項

第95号議案「令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、環境部及び保健医療部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

議 会 日 誌

- 1 期 日 令和6年10月31日（木）
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 審査事項

第95号議案「令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、教育局及び農林部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

- 1 期 日 令和6年11月5日（火）
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 審査事項

第95号議案「令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、県民生活部及び危機管理防災部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

- 1 期 日 令和6年11月7日（木）
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 審査事項

第95号議案「令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第96号議案「令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」のうち、産業労働部（労働委員会を含む）及び福祉部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

- 1 期 日 令和6年11月8日（金）
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 審査事項

第96号議案「令和5年度埼玉県公営企業会計

（本会議・委員会等）

月 日	件 名
10月17日	委員会視察（決算）
21日	委員会視察（議会運営）
24日	議事堂内委員会（決算）
29日	議事堂内委員会（決算）
30日	議事堂内委員会（決算）
31日	議事堂内委員会（決算）
11月5日	議事堂内委員会（決算）
7日	議事堂内委員会（決算） 委員会視察（図書室）
8日	議事堂内委員会（決算）
11日	議事堂内委員会（決算）
13日	委員会視察（環境農林）
18日	委員会視察（県土都市整備）
18日 ～19日	委員会視察（企画財政） 〃（総務県民生活） 〃（福祉保健医療）
19日	委員会視察（警察危機管理防災）
20日 ～21日	委員会視察（産業労働企業）
21日 ～22日	委員会視察（文教）
25日	議会運営委員会
12月2日 ～20日	12月定例会

(その他)

月 日	場 所	件 名
10月24日	東京都	全国都道府県議会議長会委員会
10月24日	東京都	全国都道府県議会議長会役員会
10月24日	東京都	地方創生懇談会
10月31日	山形県	全国都道府県議会議長会定例総会
11月1日	宮城県	地方創生懇談会
11月8日	東京都	地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会総会
11月11日	北海道	13都道府県議会議長会会議
11月12日	東京都	第24回都道府県議会議員研究交流大会

請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
(直通 048-830-6238)

本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒にでも気兼ねなく傍聴できる親子傍聴室を設置しています。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
(直通 048-830-6238)

又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



県議会ホームページ

定例会概要や会議録検索、議員名簿など、県議会の情報を掲載しています。また、本会議の様子を配信するほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の会議録の概要も公開しています。

各種検索サイトから

埼玉県議会公式X

埼玉県議会では、皆さまに最新の県議会情報をお届けするため、公式Xアカウントを開設しています。定例会の会期予定や中継予定など、県議会の最新情報をお届けしています。また、議事堂を彩る生け花を映像で紹介します。

ぜひフォローをお願いいたします。
*ユーザー名: @saitamakengikai



埼玉県議会だより

主
な
内
容

- 一般質問の主な質疑質問と答弁
- 委員会リポート
- 意見書
- 県議会からのお知らせ など

*埼玉県内にお住まいの方には、新聞折り込みによりお配りいたします。県議会ホームページでもご覧になれます。(点字版やデージー版もあります。)

〈表紙写真〉

「第19回埼玉県議会フォトコンテスト」 入選作品

タイトル「朝に舞う」

白岡市 石井 守彦 さん撮影

撮影場所 川島町 越辺川



昨年度実施した第19回フォトコンテストには、886点のご応募があり、審査の結果、「埼玉県議会議長賞」など、26点の入賞作品を決定いたしました。

入賞作品は、埼玉県議会ホームページの「県議会フォトギャラリー」でご覧いただけます。



埼玉県のマスコット 「コバトン」 埼玉県のマスコット 「さいたまっち」